

令和6年2月14日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
閉会	64

秩父広域市町村圏組合告示第9号

令和6年第1回（2月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月7日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和6年2月14日（水）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和6年2月14日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和6年2月14日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第2号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第4号 秩父広域市町村圏組合消防救急基金条例
- 第10 議案第5号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第6号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）
- 第12 議案第7号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）
- 第13 議案第8号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第14 議案第9号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前10時00分)

出席議員 (15名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	清野和彦	議員	4番	笠原宏平	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	新井達男	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	今井敏夫	議員			

欠席議員 (1名)

16番 高根保生 議員

説明のための出席者

北堀篤	管	理	者							
森真太郎	副	管	理	者						
富田能成	理		事							
柴崎勉	理		事							
大澤夕キ江	理		事							
鈴木光一	監	査	委	員						
野澤好博	事	務	局	長						
小林幸夫	会	計	管	理	者					
新井守	消	防		長						
北堀史子	水	道	局	長						
宮城敏	事	務	局	参	事	兼				
本峯治彦	事	務	局	次	長	兼				
濱田雅之	事	務	局	次	長	兼				
加藤好一	消	防	本	部	次	長	兼			
溝口和美	危	機	防	災	管	理	兼			
	専	門	員	兼	し	尿	政	策	課	長

黒	沢	武	徳	専 門 員 兼 警 防 課 長
笠	原		昇	専 門 員 兼 指 揮 統 制 第 1 課 長
千	島		武	水 道 局 次 長 兼 大 滝 ・ 荒 川 事 務 所 長
原	島		健	水 道 局 次 長 兼 横 瀬 事 務 所 長
井	上	昌	行	水 道 局 技 監 兼 浄 水 課 長
浅	見		修	水 道 局 技 監 兼 工 務 課 長
千	嶋		浩	契 約 検 査 課 長
佐	宗	孝	幸	秩 父 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長
関	根	み	どり	秩 父 環 境 衛 生 セ ン タ ー 所 長
岩	崎		武	総 務 課 長
鈴	木	和	行	予 防 課 長
八	木		修	経 営 企 画 課 長
浅	賀	進	二	皆 野 ・ 長 瀬 事 務 所 長
権	頭	義	典	西 秩 父 事 務 所 長

職務のため出席した事務職員

岩	田		聡	書	記	長
横	田	真	一	書		記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（新井利朗議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（新井利朗議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（新井利朗議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

12番 四方田 実 議員

13番 大島 瑠美子 議員

15番 今井 敏夫 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（新井利朗議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から2月16日までの3日間とし、その日程はお手元に配付した日程案といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

○諸報告

議長（新井利朗議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

（鈴木光一監査委員登壇）

鈴木光一監査委員 昨年12月に監査委員に就任しました鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は13億4,892万3,762円、水道事業会計の残高は38億4,332万6,173円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（新井利朗議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（新井利朗議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（新井利朗議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆様、おはようございます。新井議長のお許しをいただきましたので、一言、管理者といたしまして、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

元日に発生いたしました石川県能登地方における地震によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、被災地の皆様の安全と一日も早い復興、復旧をお祈り申し上げたいと思います。

当組合では、今回の災害に対し、日本水道協会からの派遣要請によりまして、1月22日から27日までの6日間、水道局職員4名、給水車1台、サポート車両1台を現地に派遣をさせていただきました。金沢市企業局を拠点といたしまして、石川県輪島市の被災地に応急給水活動を実施し、23日から26日の4日間の活動期間を終え、27日の土曜日に帰任しました。なお、派遣職員4名ともけがなく、無事任務を終えることができました。組合といたしましては、被災地における生活の再建、

復興の一助となるよう、できる限りの支援を今後も行っていきたいと存じます。

また、水道局におきましては、11月定例会でも議員の皆様にお伝えをいたしました令和8年4月の料金改定に向けて、管理者の諮問機関となる水道事業経営審議会を設置いたしました。公募委員3名を含め15名の委員を選出し、来月の3月15日の第1回の開催に向け、現在準備を進めているところでございます。

次に、寄附金の採納についてでございますが、このたび株式会社ベルク様からご寄附を申し入れをいただき、1億5,000万円の多大なるご寄附を賜りました。原島社長から消防に特定したものに利用してもらいたいとの強い要望を受けておりますので、消防車両等の施設整備に活用させていただき、消防救急体制の強化を図ってまいりたいと考えております。株式会社ベルク様のご厚志に対し、心より厚くお礼を申し上げたいと思っております。

それでは、本日執行部で提案をいたします議案の概要についてご説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は9件でございます。

まず、議案第1号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じて、給料表、期末手当及び勤勉手当支給率の改定をしたいため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第2号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことを踏まえ、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、該当する危険物施設設置許可申請に対する審査手数料を改定いたしたいため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第4号 秩父広域市町村圏組合消防救急基金条例につきましては、消防救急体制のさらなる充実強化を図るため、個人または法人、その他の団体からの寄附金を有効に活用し、住民が安心、安全に暮らせるまちづくりに資することを目的とした基金を設立するため、条例を制定したいものでございます。

議案第5号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道法の一部改正に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることから、関係条例について所要の改正をしたいものでございます。

次に、議案第6号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4回）につきましては、歳入では使用料及び手数料、諸収入の減額と事業費の確定に伴う組合債の減額を行い、歳出では給与改定等に伴う人件費の増額と事業費の確定等による増額の補正を行いたいものでございます。

議案第7号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、

収支の適正化を図るため、可能な限り予算額の見直しを実施するとともに、建設改良費につきまして請負差金による不用額の減額等の補正を行いたいものでございます。

議案第8号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和6年度の予算総額は39億6,479万9,000円を計上させていただきました。前年度予算に対しまして4,929万3,000円の増額となっております。

令和6年度では、主要事業といたしまして災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車の整備事業、またし尿処理事業に関わる循環型社会形成推進地域計画及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画の策定事業を位置づけておるところでございます。

議案第9号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。収益的収入及び支出の予定額を収入額34億635万8,000円とし、支出額32億6,067万3,000円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額を収入額43億7,488万1,000円とし、支出額68億7,242万1,000円とする予算を計上させていただきました。

なお、令和6年度の生活基盤施設耐震化等補助金予定事業につきましては、広域化事業37事業、運営基盤事業33事業を予定しておるところでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、市町の3月の議会も控えており、公務多忙の折と存じますが、健康には十分ご留意をいただき、地域の発展のためご尽力いただくことをお願いを申し上げまして、管理者の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

○一般質問

議長（新井利朗議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

3番、清野和彦議員。

（3番 清野和彦議員登壇）

3番（清野和彦議員） 皆様おはようございます。秩父市議会から選出の3番、清野和彦です。傍聴にお越しの皆様におかれましては、秩父地域にお住まいの皆様の日々の生活を支える組合事業に関心を寄せていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして早速質問に移らせていただきます。

1、消防業務について。今日は、私たち秩父地域の住民の命と財産を守るために日々ご活動されている必要不可欠な事業であります消防業務について質問をさせていただきます。

(1)、山岳救助について。秩父広域市町村圏組合が共同処理する事業である秩父消防本部の担いとして特徴的なものに山岳救助があります。過日行われた令和6年秩父広域消防出初め式の際に配布された資料では、令和5年の全救助出動件数122件のうち山岳救助はその約45%の55件に上っています。

早速質問ですが、秩父消防本部において山岳救助活動が実際にどのように行われているのか、活動の実施の現況や人員体制について教えてください。また、今後山岳救助活動がどのように行われていくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

(2)、職員配置について。この質問については、以前当組合議会に秩父市議会から選出された浅海忠議員も取り上げられていた内容と重複するものであります。改めて、将来にわたり秩父消防本部の安定的な運営に重要なテーマであると私も認識し、取り上げさせていただきます。

秩父消防本部の勤務体制として、指揮統制第1課と第2課の2編成には各9名の職員が配置され、6名が当直、秩父消防署の消防第1課、第2課の2編成には、それぞれ指揮担当、消防第1担当、消防第2担当、救助担当、救急担当の総勢24名、23名の職員が配置され、14名の当直体制を取っています。東分署では第1担当、第2担当5名ずつの編成で3名当直、北、西、南分署では第1担当、第2担当11名ずつの職員、7名の当直体制で、消防担当と救急担当を編成しています。北、西、南分署では1年365日、毎日7名ずつの当直勤務者が必要です。

交代勤務の職員の皆様の仕事は、実質は毎日勤務者の2日分となりますので、その必要延べ人数は年間で5,110日分になりますが、この総量を1名の職員における週休や国民の休日、年次有給休暇、夏季休暇など本来取るべき休みを差し引いた勤務できる日数である217日で割ると、必要人数は23.54名となります。この人数は、北、西、南分署にそれぞれ現在配置されている交代勤務の職員数22名と比較すると、1.54名の不足となります。

また、別の角度から計算すると、交代勤務者の年間の仕事日数の総量である5,110日を現在の北、西、南分署第1担当、第2担当の配置人員数の総数22名で割ると、出勤する日数は1人当たり232.27日となり、勤務できる日数である217日に対して、1人当たり15.27日超過していることとなります。このことから、現在の北、西、南分署の配置人員では、本来職員の皆様が取るべき休みを取れず、余裕のない勤務体制になっていることが危惧されます。

以上のような計算からすると、北、西、南分署の交代勤務者の適正な配置人員はそれぞれ24名であると考えられ、各分署とも、先ほど申し上げたとおり第1担当、第2担当と2班制となっているため、各班にそれぞれ1名ずつ増員し、各12名とすることが望ましいのではないかと考えます。社会全体での働き方改革が進む中、職員の皆様の働く環境の改善に努める必要が組合としてもあると

考えますし、余裕のない勤務体制は働く皆様のモチベーションの低下や健康管理にも負の影響を与えることが懸念されます。たとえ人口が将来秩父市、秩父地域減っていても、秩父消防本部が管轄する地域の面積は変わりません。住民の皆様の命と財産を守るために、適切な対応が期待されま

す。
質問ですが、北、西、南分署の職員の配置についてどのようになされることが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

(3)、総務省消防庁への職員派遣について。現在秩父消防本部では、2年の任期で総務省消防庁への職員派遣を実施しています。

質問ですが、この総務省消防庁への派遣について、どのような背景と目的で始まったものなのか。具体的には派遣先でどのような職務を担うのか、派遣に伴う費用はどのようになっているのか、また派遣職員を決める方法はどのようなものかについて教えてください。

大きな2番、し尿処理広域化事業について。秩父地域におけるし尿処理事業については、令和5年度に事業統合をし、当組合の事業となりました。令和3年5月策定の秩父地域し尿処理事業広域化基本計画では、その事業スケジュールとして令和5年には既存の秩父市の清流園、皆野・長瀬下水道組合の溪流園、小鹿野町の小鹿野町衛生センターの3施設を秩父広域市町村圏組合へ移管し、収集運搬、顧客管理及び料金関係の統合等について調整を進めていく。新処理施設に関しては、令和4年度からし尿処理基本計画及び循環型社会形成推進基本計画の作成に着手し、その後汚泥再生処理センターの基本計画作成、PFI、PPP、つまり公共と民間の連携の導入可能性調査の実施等の工程を踏み、令和12年度に汚泥再生処理センターの供用開始を予定するとあります。

また、令和3年10月の定住自立圏推進委員会において、新施設建設最優先候補地を秩父市荒川上田野地内にある清流園の敷地内とすることが承認されたと認識しています。

改めて確認ですが、現在に至るまでのし尿処理広域化事業の推進の経過について、概要を教えてください。また、併せてし尿処理広域化事業により、し尿処理施設が統合されることになり、今までよりも輸送距離などが遠くなるケースが生じることはやむを得ないと考えますが、現在と比べて住民の負担はどのようになる見込みであるのか、現在の範囲で分かる範囲で結構ですので、教えてください。

壇上での質問は以上になります。再質問は、質問台にて行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

(新井 守消防長登壇)

新井 守消防長 3番、清野議員からのご質問、消防業務についてお答えいたします。

初めに、(1)、山岳救助についてでございますが、山岳救助の出動状況につきましては、令和3年が救助出動件数110件のうち山岳救助が40件、約33%、令和4年が127件のうち48件、約38%、令

和5年が122件のうち55件、約45%と増加傾向にあります。令和5年の内訳で主なものとしましては、転落等外傷によるものが28件、急病によるものが5件、道迷いによるものが11件、搜索等によるものが6件でございました。

続きまして、山岳救助活動の人員体制ですが、山岳救助は特殊な環境下での活動となりますので、本署救助隊を中心に、体力に自信があり、山岳の知識のある職員26名、うち1名は女性隊員で山岳救助隊を編成し、圏域内における山岳救助事案に対応しております。

次に、山岳救助出動態勢ですが、要救助者がいる場合は本署救助隊を中心に4名以上で出動します。また、搜索時においては、通報時に要救助者の存在が予想される場合には、各所属で勤務している山岳救助隊員の中から出動する隊員2名以上を指揮統制課長が本署救助隊長と協議し、隊員を指名し、出動します。出動を行うに当たり、各所属の日勤者が出動隊員となり、火災、救急等の出動体制に支障がないよう配慮を行っております。

また、山岳救助事案に伴う防災ヘリ要請件数は、令和3年21件、令和4年30件、令和5年22件でございました。山岳救助事案が発生しますと、指揮統制課から埼玉県防災航空センターへ情報を提供し、情報が確かなものとなれば本要請に至ります。防災ヘリの出動要請は、通報時の傷病者の位置、着衣情報及び傷病程度などの必要な情報により判断して、要請しております。

また、山岳救助の要請は、本人や同伴者、別の登山者からの119番通報、または埼玉県警察本部への通報があるときと、同居の家族から登山に行ったまま帰ってこない等の119番通報や埼玉県警察本部への通報があるときでございます。消防の覚知、警察の覚知、どちらの覚知であっても、消防、警察の山岳救助隊は連絡、連携を密に取り、活動を行っております。山岳救助は、現場到着に時間を要したり、活動困難な事案が多いことから、埼玉県警山岳救助隊や埼玉県防災航空隊などの関係機関との情報共有やさらなる連携が不可欠であると考えます。

今後の山岳救助活動の在り方としましては、関係機関と合同で訓練を行うなど、技術の向上に努め、スムーズな救助活動が展開できるよう、関係の構築を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)、職員の配置でございますが、国が示す消防力の整備指針がございます。これに地域の実情を考慮した上で、消防施設及び人員の算定を行っております。北、西、南分署は、分署統廃合により体制を整えられたもので、職員数は北分署と西分署は再任用職員を含む毎日勤務者3名、交替制勤務者22名の計25名、南分署は毎日勤務者2名と交替制勤務者22名の計24名でございます。統合分署勤務要員の算定方法は、1年365日を年間当務回数引く年休回数等で割った数値に1当務当たりの必要な人員を乗じて得た数値が統合分署の交替制勤務の人員となります。計算しますと、365日割ることの130.5、これは2交替勤務ですので、365日を2で割り、週休52回引いた数引く年休等10回、これは20日分となります。これが3.03になります。これに7名を乗じますと21.21となり、切り上げますと22名となります。これが交替制勤務者を22名とし、常時災害出動をする交替制勤務者を原則7名とした要因でございます。

また、人員を確保する中で、祝日等における休日の対応にあつては、災害に対応するため勤務を命じ、この勤務時間に対して休日勤務手当を支給して対応しております。これは、全国的に同様な方法となっております。このようなことから、祝日等における休日は、先ほど説明した勤務要員算出方法の年休等の回数には入れておりません。

消防本部としては、分署統廃合事業に伴い、そこに配備する車両等を考慮してのより効果的な人員配置がなされたことにより、現在に至っております。また、役職定年延長職員による人員数を考慮しながら、現在の人員を減らすことなく消防業務が継続的に維持できるよう、引き続き努めてまいります。

続いて、(3)、総務省消防庁への職員派遣でございますが、総務省消防庁では実務研修員制度により全国の消防本部から研修生を受け入れております。秩父消防本部から研修生を派遣した経緯でございますが、平成26年に総務省消防庁長官に就任された方が秩父市出身の方でおられました。当時の消防長から消防庁長官へ派遣をお願いし、実現した次第でございます。

秩父消防本部では、平成28年度から2年を研修期間とし、現在4名の職員を派遣してまいりました。派遣先での職務は、主に消防、防災に関するもので、危険物規制業務、自然災害対応、国民保護などでございます。帰還した職員におきましては、国の業務活動で鍛えられましたので、消防本部の業務遂行を遺憾なく発揮しております。

費用負担につきましては、派遣職員の居住施設に対して住居賃貸借契約を締結しております。理由といたしましては、勤務時間以外でも即座に勤務署所へ駆けつけるなどの時間的制約がかけられており、通常時であっても宿日直待機や応急体制の参集要員として指定されている点から住居施設を指定しております。

また、派遣職員の選定方法ですが、おおむね28歳から40歳の職員を対象に希望調査を実施し、希望職員との面談を実施して意思の確認を行っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 事務局参事。

（宮城 敏事務局参事兼福祉保健課長登壇）

宮城 敏事務局参事兼福祉保健課長 清野議員からのし尿処理広域化事業についてのご質問について順次お答えさせていただきます。

まず、し尿処理広域化事業の推進の経過についてでございますが、このし尿処理広域化事業は清流園、溪流園、小鹿野町衛生センター各処理施設の職員間で、施設の老朽化、処理効率の低下、処理量の減少、こういった懸案事項の共有に端を発し、ボトムアップの形で進んでまいりました。平成30年度には、ちちぶ定住自立圏事業でちちぶ地域し尿処理事業広域化に関する基礎調査を実施いたしました。令和元年度には、秩父地域し尿処理事業広域化準備室設置に関する覚書、これを1市4町で締結し、令和2年度から秩父地域し尿処理事業広域化準備室、これを中心に広域化の基礎と

なる重要事項を決める協議を行っております。この年に、広域化の運営組織の協議対象は秩父広域市町村圏組合とし、この段階では令和4年4月1日に統合し、小鹿野町も収集事業を共同処理する方向で進め、暫定で令和12年度までに現行の形態を引き継ぐとして、秩父地域し尿処理事業広域化基本計画案を作成しました。

その後、令和3年5月の首長会議で、建設の候補地の検証を令和3年度から開始したほうがよいという意見、事業統合は1年先延ばしして丁寧に進めるべきだという意見がございました。また、小鹿野町は収集事業に加わらないことについて承認をいただき、これらを反映した内容で、ちちぶ定住自立圏推進委員会において秩父地域し尿処理事業広域化基本計画が承認されております。

この広域化基本計画では、広域化ありきではなく、統合化整備と3施設の更新整備とで経済性の検討、これも行っております。その結果、統合化を行うことにより規模が適正化されるとともに、人員数の削減を図ることができ、施設建設費についても大幅に低減すること、また統合後5年間と統合前の5年間、この費用比較でも経費が大幅に削減されることが分かりました。新処理施設建設の候補地について検証した結果、秩父市荒川上田野にある清流園が最優先候補地となり、令和3年10月のちちぶ定住自立圏推進委員会で承認されております。

令和4年1月に秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書を1市4町の長及び皆野・長瀬下水道組合管理者によって締結し、現行組織での事業廃止の手続、組合の条例などの整備、移管に関する地域住民への周知を経て、秩父地域のし尿処理事業を令和5年4月1日から秩父広域市町村圏組合に移管、統合、共同処理が始まっております。

広域統合後は、先進地の視察をはじめ、施設長を集めた会議を定期的を実施し、令和12年度を目標に新処理施設を稼働させ、広域化のメリットが最大限生かせるよう事業を進めているところです。

続きまして、広域化事業完了後の住民負担の見込みについてでございますが、現時点では新処理施設がどのような処理能力を有し、どれくらいの建設費などがかかるかが不透明な状況でございます。また、社会経済情勢も変化している状況で、具体的に料金について述べることはできません。次年度、本組合の主要事業として循環型社会形成推進地域計画及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画の策定を位置づけておりますので、これらの計画、また既存3施設の維持管理費がなくなることなども考慮して、近隣の住民負担の状況も踏まえ、検討したいと思っております。

いずれにしましても、能登地震被災の状況からも、有事のときは仮設トイレ等を設置せざるを得ず、秩父地域住民の暮らしを衛生環境面から守り抜き、汚泥等廃棄物の資源化を促進するため、新汚泥再生処理センターを建設していくことは必要不可欠なものと考えております。早期に新処理施設が稼働できるよう、秩父広域職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。ありがとうございます。各般にわたり、どうもありがとう

ございます。それでは、それぞれ再質問させていただければと思います。

まず、消防業務についてというところから再質問、確認などさせていただければと思うのですが、まず（１）の山岳救助について、消防長、どうもありがとうございます。秩父地域、埼玉県全体の中では人口が少ない地域ですけれども、たくさんの山、山地を持っているということで、私も出初め式の際に頂いた資料を見て、こういうふうな内訳になっているのだなと思ったところでもあります。本当にこういった大変な業務に務めていらっしゃる隊員の皆様に本当に心から敬意を表します。

そして、お話の中で、これは秩父消防本部のみで行っている事業でなくて、他の関連する機関とも連携をしているということですので、ぜひそういったものを強めていただいて、秩父の住民のためだけではなくて、本当に埼玉県や関東地方とか、ある意味全国の方々のために働かされている業務だと思いますので、ぜひ今後の活動の推進に努めていただければと思いますし、またこれ総じてのことなのですけれども、この後の職員配置の件でもなのですが、やはり先ほども述べましたように、秩父地域大変面積も広くて、こういった困難な事案というのですか、ほかの地域にはないような事案も多くあると思います。そういったことも加味して、やはり職員の配置であったりとか、過重な職員の方々の負担というのを減らしていかないといけないのかなというのが今回の私の質問の主眼となっております。そういった面で、人員配置等も含めて、この山岳救助の状況、また必要な対応をしていただければと思います。こちらについては、特段再質問ございません。

そして、次、職員配置についてなのですが、私先ほど自分なりにというか、計算を述べさせていただきまして、その場合北、西、南分署の交代勤務者の方々というのは、各班11人なものをもう一人ずつ増員することがふさわしいのではないかとという提案だったので、先ほどの消防長の話ですと、計算上21.21人、各分署ですね。というのが適正人員なのではないかというようなお話がありました。

この違いなのですけれども、結局私がちょっと思うところ、これは一応確認したいのですが、先ほど祝日の扱いだと思っております。私の計算の中ではその217日、1人当たりの職員が本来取るべき休みを取って働ける日数は217日であるというような計算をしていますけれども、結局先ほどの消防長のお話ですと、週休と、多分年次有給とかは入っていると思うのですが、国民の祝日、休日の扱いは、結局実際のところ職員の方々に勤務をしていただいている、そこに休日手当を出しているという考えだと思っております。まず、そういう違いがいわゆる必要人員の計算の違いになっているかというところで、ちょっとそこだけ、まず確認をお願いします。

議長（新井利朗議員） 消防長。

新井 守消防長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

消防職員の交替制勤務者は、毎日やはり交替で勤務しておりますので、休日も祝日も勤務しております。祝日の場合は、先ほど答弁しましたとおり勤務をいたしまして、それに対しまして休日手

当を支給し、休みの代わりとしております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。

そこで、その11人、12人という適正人員について、少し理解が深まりました。先ほど消防長からも、この人員をなるべく減らすことなく、継続的に消防業務を維持していきたいという、本当お気持ちはよく伝わってきていますし、これはもう本当この場所には組合の管理者の方もいるし、副管理者の方もいる、全てここにいる方は、何とか消防を維持していこうということはとても分かるのですけれども、実際のところ、現在国も働き方改革であったりとか、例えば地域の社会的活動に参加できる人材というのがどんどん必要ではないかと。そういったところで、いわゆるワーク・ライフ・バランスの観点から、国もそういった動きを奨励していますけれども、実際にこの人数でいくと、計算上そこまで余裕がないわけです。実際のところ、いわゆる休日勤務の方々に関しては手当をお渡しして、働いていただいている。これは、本当にとっても重要なことだと思うのですけれども、実際、果たしてそういった手当のみでよいのか、つまりそれは実際人間として働いている以上は、ある程度余裕を持った勤務状況でないと、先ほど申し上げたようにいわゆる体調のことであったりとか、いわゆるモチベーション、そういったところにも関わるとも思いますけれども、そういったことについて現在の状況の中で対応ができているのか、むしろできるのかというところなんです。

あと、もう一つあるのですけれども、実際私もこれ、すみません、消防の関係の人間でないのでもちよっと分かりにくいところなのですけれども、いわゆる訓練ってありますよね。いわゆる出勤とかとは別に、訓練ですね。そういった職員の方々の訓練というのは、あまり余裕がないような状況の中で、どういうふうに行われているのか。そこもちよっと併せて伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 消防長。

新井 守消防長 清野議員の再質問についてお答えいたします。

休日勤務でございますが、交替制勤務者が祝日に週休を振りますと、その週休者に対しましては、次の当務のときに勤務をするときに手当が出るようになっております。また、管理職は休日手当が出ませんので、管理職は祝日を休む体制で、その日に休みが取れなければ、代休を取って休みを取ってもらう方法で祝日は対応しております。

次に訓練等でございますが、大きな訓練が入りますと、前もってそこに予定人員を増やし、8名なり、9名なり対応できる体制で訓練等を行ったりしております。交替制勤務者は7名で勤務しているわけなのですが、急な出来事が起こってしまったり、また夜、夜間中に急に風邪を引いてしまったり、熱が出てしまったりしますと、そのときは当直の責任者の判断で6名勤務で対応してございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。

状況について分かりました。ちょっと私が総じて聞きたいことは、訓練のこともいろいろご対応をいただいているということなのですけれども、実際に、先ほどもちょっと質問したとおり、私がみる限りだと、そこまで余裕があるような人員体制ではなくて、この状況ですと、例えばご家族の中で、何か例えばどうしても仕事に行けない状況が家族の中であつたりとか、そういったこともあるかと思うのですけれども、果たして本当にそれが適切に対応できるような環境であるのかというちょっと疑問があるので、1つだけ最後、この件について聞きたいのですけれども、今の人員配置というのは、特にこの北、西、南分署の人員配置というのは、より増員をしたほうが、働いている皆様にとって、もちろん先ほどのいわゆる休日手当とか、そういった手当ををしているのは分かるのですけれども、働く人間として、人間の働く環境として、より働いている方々が意欲を持ち、いわゆるモチベーションを持ちながら健康維持もでき、そして社会的にも自分の充実したような仕事ができるという観点から、もう少し人員配置をしたほうがいいのではないかというような考えはないのかについて伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 消防長。

新井 守消防長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

人員を配置したほうがいいのではないかという質問ですが、現在役職定年がこれから始まっていくわけでございます。役職定年との絡みもありまして、それが10年後ぐらいには大変多くの役職定年を迎える職員が出ます。そういった職員を配置するために、定員条例のほうも190名の定員に変えていただきましたので、その点を考慮しながら人員のほうを配置していければと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） どうもありがとうございました。この件、最後管理者からも全体を総じてちょっと聞きたいことですので、ここで一応この案件については次に移らせていただきます。

(3) なのですけれども、総務省消防庁への職員派遣について、こちらもありがとうございます。これも私も同じようなちょっと問題意識もありまして聞いたことでもありまして、実際先ほどのお話の中で、この消防庁への派遣というのは、実際平成26年、秩父市のご出身の方がいわゆる消防庁長官になられたというところをきっかけに派遣を依頼する、つまりこちらから依頼をしたような形で始まっているということですね。平成28年から4名の方が派遣されているということでした。中身は、いわゆる消防であつたり防災、自然災害への対応とか、そういった業務に従事しているということは認識できました。また、居住についての支出などもあるということも分かったのですけれども、実際この消防、たくさんの方が働かれていますけれども、あまり余裕がない。つまり、皆さんの今の力で回っているというか、やっていただいていますけれども、果たしてこの1名の方を、

現場の方を派遣するという形で、その方は実際に秩父ではその期間は業務できないわけですね。そういったところを考えると、果たしてこの総務省消防庁への派遣というのは、その派遣することのいわゆる意義というのですか、それは実際人員を減らしてもやっていくべきことであるという考えであるのか、そこについて伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 消防長。

新井 守消防長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

派遣した職員からは、国の消防防災事務を経験したことにより、実務経験が行政事務のスキルアップにつながったことや、大規模火災や特殊災害、大規模災害派遣など、具体的には本年発生した能登半島地震にも出向しておりますが、派遣地などで消防行政の問題や国と県の現場対応を学ぶことができたとの感想を述べていることから、将来にわたりこの知識と経験を秩父地域のために生かすことが期待されております。現場と同様に、行政事務を担う人材の育成強化に努めたいと思っておりますので、この事業はできる限り続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） どうもありがとうございます。

できる限り続けていきたいということで、了解いたしました。やはりこの2年間の期間の経験というのは、秩父地域にとっても貴重なものになり得るといふふうに私も思います。ただ、今回こういった質問をさせていただいたのは、やはりなかなかこの地域のいわゆる消防活動であったりとか、そういったことを維持するといふところではなかなか大変な中で、果たしてその意義があるのだろうかという観点から質問させていただきました。ぜひこの事業を続けていくなれば、やはりそれが意義あるものにしていただきたいといふところでございます。

そして、もう一点再質問なのですが、先ほど選定の方法ということで、28歳から40歳の職員の方々にいわゆる希望調査をするといふところで、その希望者、希望が出た方々と面談をして、適正な判断をするといふふうに伺っていますけれども、こういった派遣の希望を取る際に、いわゆる本人に意に反したような形で希望を取るような対応などはなされていないかについて、確認させていただきたいと思っております。

議長（新井利朗議員） 消防長。

新井 守消防長 ただいまの質問でございますが、派遣職員の選定方法ですが、該当する職員に調査をしまして、希望する職員から回答が来ます。それをまた総務課長が面談をいたしまして、その人に確認を再度しまして、それから派遣を決めている状況でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） どうもありがとうございました。今のような形でされているということで認

識をいたしました。先ほど申し上げましたけれども、これずっと昔からやっていた事業というわけではなくて、26年から始まったと。全国から様々な自治体なり組合なりから派遣があるということは認識いたしました。

ただ、私の意見としましては、恒常的にずっとやらなければいけないものなのかということ、改めて考えていく必要もあるかなというところで、一つの疑問提起として今回取り上げさせていただきました。どうもありがとうございました。これで、まずは消防に関する質問、再質問などを終わらせていただきます。

続きまして、し尿処理広域化事業についてです。事務局参事、どうもありがとうございました。ご回答ありがとうございます。今までの経緯について大方理解はすることができました。そして、また今後の住民負担の見込みについてですけれども、まだ今の段階ではどういうふうになるかわからないというところが正直なところだと思うのですが、お話を聞きますと、今回の予算にも諸計画などの予算措置がされていると思いますので、それらが出た段階で、ある程度わかるのかなと思うのですが、そういう形でよろしいですか。

議長（新井利朗議員） 事務局参事。

宮城 敏事務局参事兼福祉保健課長 来年度予定をしております計画において、環境省の交付金を狙いたいと思っております。対象事業、対象策定経費等々の3分の1の国庫補助が狙えるので、建設に係る分野については国の補助が出ます。住民が、これが出来上がった後の負担については、今のところその計画策定の中では国庫補助等々の内容は含まれてはいません。先ほど申し上げましたように、3施設が現在稼働しております。3施設が1つの施設に統合することによって、運営管理費が削減されてくるという部分があります。それと、当然住民負担があまりにも過大になるということになると困りますので、住民の意向も十分ご理解、ご協力いただきながら検討していく必要があると考えております。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） ありがとうございます。

まさに先ほど回答でも、答弁でもありましたけれども、なくてはならない事業であると思われ、未来永劫この地域がある以上は、なくてははいけないと思われ。そういったところで、いろいろご検討いただいていると思うのですが、やはりこちら先ほどの基本計画などに書いてある内容の中でも、例えば収集運搬など多くのところを直営ではなくて委託や許可でやっているところもあると思うのです。そういった方々のご意見もしっかり聞きながら、持続可能な事業の方式に向けて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。こちらについては以上になります。

それでは、最後に管理者に対して質問をさせていただければと思います。本日は、大きく消防業務について、またし尿処理広域化事業について質問をさせていただきました。特に消防業務につい

ては、職員の配置や働き方、今後社会全般で期待される働き方と照らし合わせたときに、どういった職員配置や働き方が必要なのかということにも触れさせていただきまし、し尿処理の広域化事業について、現在までの検討の経過や今後の見通しなどについて触れさせていただきました。

管理者として、本日私に取り上げさせていただいた内容について、お考えなどがあれば伺いたいと存じます。よろしく申し上げます。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員の私に対する質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、消防業務でございますが、火災が起きた際の消火活動、急病人、そしてまたけが人を病院へ搬送する救急活動、事故や災害の際の救助活動、そして火災などを未然に防ぐ予防活動や防災活動など、全てが住民に直結した業務であるということをご承知だというふうに思ひます。また、秩父地域にこうした体制を構築し、それを維持していく必要性において、体制を整えてまいりました。引き続きその業務が大切だということの中で、住民の安心、安全を担保する上で考えて、サービスをしていきたいというふうに思ひます。

また、職員の育成を図りながら、それを組織の財産として備えていくことは重要なことでございます。また、派遣制度も有効に活用してまいりたいというふうに思ひしております。特に消防につきましては、ご承知のとおり常備消防と消防団との連携は必要不可欠でございます、そういう中で、特に消火活動などいろいろな活動の中で、様々な活動の中で、常備消防が大変今の現代で定数が足りているかということについては私も疑問に思ひしております。ただ増員することにつきましては、大変この予算も財源も必要となつてまいりますので、これは秩父広域、それぞれの1市4町と協議を重ねていくことが必要だというふうに思ひます。

と同時に、まず火災におきましては消防団が、皆さんご承知のとおり秩父市もそうですが、だんだん、だんだん団員が少なくなつてまいりまして、そういう中で、本来は火災の場合は初期活動が本当に必要でございます。私も消防団を15年やつてまいりましたけれども、そういう中で地域消防の一番の問題というのは、火災につきましては、やはりきちんとそういう消防団の団員の確保、そしてまた今度は消防職員、常備消防との連携、それをつなげていくことが必要だというふうに思ひしております。各部署がそれぞれ勤務体制が大変困難だというふうなことは承知しておりまして、今年4月1日から働き方改革は当然行つてまいります。そういう中で、これからの体制というものにつきましては、これが果たしてどこまで維持できるのかということは大きな課題になっていくかというふうに思ひしております。

消防はご承知のとおり休みなく、地域住民の安心、安全のために24時間体制で、これは警察も同じですけれども、住民の安心、安全を担保するための備えとして、充実した活動、そしてできるだけ出動件数が少ないほうが地域の人たちが安心、安全でいるわけですから、その備えとして体制を

整えていくことはこれからも維持していかなければいけない。ただ、面積は変わりませんので、そういう中でどういう体制を整えていくかということ、今4分署ありますけれども、前は6分署あったのが4分署になったわけです。そういう中でも、今の体制がこのままでいいのかということもさらに検討していきながら、必要に応じて、やはり財源の問題はありますが、そこに住む人たちの安心、安全をどれだけ守れていけるかということが大きな使命でもありますので、ご承知おきをしていただければというふうに思っております。

そういう中では、大変な課題だというふうに思います。そういう意味では、これからも広域の皆さん、それぞれの議員の皆さん、各市町の人たちのご理解をいただきながら体制を整えることが必要だというふうに思っております。

次に、し尿処理広域化の事業でございますが、秩父地域の住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上のために私たち行政の担う責務はとて大きなものと心得ております。先ほど担当者から、し尿処理事業については既存の施設の老朽化、人口減少による処理量の減少などもあり、広域統合、共同処理していくことが賢明との判断の下、当組合の事業として新処理施設の建設に向けて、住民の皆さんのご理解をいただきながら、真摯に取り組んでいく旨の答弁をさせていただきました。

新施設の稼働に当たりましては、民間活力の導入も視野に入れ検討し、収集手数料、廃棄物の資源化など、建設だけではなく多くの課題がございます。私といたしましては、広域化のメリットを最大限に生かせるよう、職員が一丸となって取り組み、地域住民の生活の暮らしを守るために考えてまいりたいと思っております。

特に候補地である清流園の問題につきましては、先ほどお話もありましたように、令和5年4月1日から、組合への移管、統合で共同処理が始まっておりますが、令和4年1月に覚書を締結させていただきまして、清流園に至る経緯もありまして、この問題につきましては各首長さんともそれぞれ議論を重ねながら、距離の問題もあるかと思いますが、新しくそこに施設を造るということは大変時間もかかりますし、その中で住民の理解もいただかなければいけないということで、そういう中では既存施設のある清流園の敷地内で処理することが望ましいだろうという結論に至りまして、清流園を候補地にさせていただきました。

その際に、清流園の地域の住民の人たちに、私も職員と一緒に、1軒1軒お願いのご挨拶回りをさせていただきました。まず、そこに行く処理の収集車の量は当然増えます。その中で住民感情もありますので、できるだけその住民感情を抑えるためにも、管理者といたしまして、そしてまた職員と一緒に、1軒1軒住民の方たちにご理解をいただくようご挨拶回りをさせていただいた経緯もございます。そういう意味では、ある程度ご理解をいただけたかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましてもこういった問題につきましてはこれからもデリケートな部分もありますので、住民の皆さんにご理解をいただけるようにさらなる努力を重ねながら進めたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしく願いいたします。

以上です。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 北堀管理者、どうもありがとうございました。

まず、消防についてですけれども、管理者からも現在の常備消防が勤務体制が厳しいものであるというところの認識はお持ちいただいているということを感じました。また、人員配置の増員については、予算ももちろん伴うことであるということですが、必要に応じて協議も必要ではないかというようなお考えを持つというふうに私は伺っていて、認識させていただきました。ぜひ将来に向けて持続できる消防体制、常備消防体制構築のためにご検討いただければというふうに思います。

また、先ほどし尿処理についても、どうもありがとうございました。こちら令和12年というのが一つの目標になっておりますけれども、私としては、これは計画上のことでありまして、よりよい計画、よりよい事業を行うことが何よりも大事だと思いますので、計画だけにとらわれず、様々な方のご意見を聞きながら、よりよい事業の実施を目指していただければと思います。

これにて私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、高野佳男議員の一般質問を許します。

（2番 高野佳男議員登壇）

2番（高野佳男議員） 皆様、おはようございます。議員番号2番、秩父市議会選出の高野佳男でございます。本日、秩父広域市町村圏組合2月定例会におきまして一般質問の機会を与えていただきましたことを大変光栄に存じますとともに、深く感謝を申し上げます。また、本日、本議会の傍聴にお越しいただきました皆様方、厚く御礼を申し上げます。議会を傍聴していただきますことは、住民の方々が公共の行政に参加していただくための大変貴重な、そして重要な一歩です。

さて、本日は秩父広域市町村圏組合の消防本部が実施する救急活動につきまして、組合当局にお尋ねをいたしたいと存じます。一部先ほどの清野議員の質問と内容が重複する部分もあるかと存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

コロナ禍により休止されておりました消防の出初め式が本年初め、1月6日、4年ぶりに実施を

されました。職員の方々の部隊点検では、非常に迅速な動きで、それが美しいまでに統制が取れ、広域圏の安全をお守りくださる方々のご様子が大変頼もしく思われました。そして、出初め式と言えば華々しいはしご乗りが思い出されますけれども、粋なこしらえによる秩父鳶組合の方々による見事な技のご披露には、その都度息をのむ思いがいたし、中でも胆潰しの妙技にはまさに肝っ玉が縮み上がるような思いがいたしましたし、また2人乗りの子亀つるしでは非常に見事な美技を堪能するとともに、伝統の継承を実感させていただきました。

続いて、一昨年に完成した秩父広域消防防災拠点施設を用いての消防活動訓練では、日頃なかなか間近では見る機会がない、もちろんそのような機会というのは皆無であることが望ましいわけですが、大型のはしご車が全長30メートルにも及ぶ長大なはしごをいっばいに伸ばし、それがまるで生き物のように滑らかな動きで高層階からの救助や消火活動をする様子は、まさに圧巻でした。消防活動訓練では、消防士の方々の機敏で無駄のない動きとともに、救急隊の方々のやはり速やかで的確な行動に目を見張られました。

出初式の当日に、過去3年間の火災出動件数や救急出動件数などをまとめた資料を頂戴いただきましたが、火災出動件数が低減の傾向を示しているのに対し、救急出動件数のほうは過去3年間増加を続け、特に一昨年以降は年間5,000件を超えておりました。

そこで、基本的な事実といたしまして、コロナ禍を挟む最近5年間、すなわち2019年、令和元年から2023年、令和5年にかけての年ごとの、そして市町ごとの出動件数、それぞれにおける65歳以上の高齢者の占める割合、そして3点目といたしまして、同じくそれぞれにおける搬送先の区分、具体的には第1次救急、第2次救急、そして第3次救急の医療機関の別をお尋ねいたしたいと存じます。

これら3つの事項につきましては、実は今期定例会の資料の一部として先週開催されました全員協議会の際に配布された令和5年火災救急救助統計、令和6年1月作成版に掲載されている内容でございますけれども、重要な事項と思われますので、改めて状況をお聞かせいただければと存じます。

そして、4点目といたしまして、救急出動件数が近年増加傾向を示していることの要因についてのお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

壇上からの質問は以上で締めさせていただきます、改めましての質問は質問者席からさせていただきます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（新井 守消防長登壇）

新井 守消防長 2番、高野議員のご質問、1、救急隊の出動件数の推移についてお答えいたします。

初めに、(1)、最近5年間、2019から2023年の年別、市町別の出動件数についてでございますが、

令和元年から令和5年に変換させて述べさせていただきます。令和元年出動件数4,588件、うち秩父市2,931件、横瀬町346件、皆野町513件、長瀨町289件、小鹿野町509件、令和2年出動件数4,214件、うち秩父市2,627件、横瀬町392件、皆野町485件、長瀨町278件、小鹿野町431件、その他としまして圏域外が1件ございました。令和3年出動件数4,497件のうち秩父市2,857件、横瀬町333件、皆野町541件、長瀨町269件、小鹿野町494件、その他圏域外が3件、令和4年出動件数5,239件のうち秩父市3,364件、横瀬町348件、皆野町654件、長瀨町350件、小鹿野町521件、その他圏域外が2件、令和5年出動件数5,325件、うち秩父市3,400件、横瀬町379件、皆野町633件、長瀨町358件、小鹿野町554件、その他圏域外1件であり、令和4年、令和5年と過去最多の出動件数を更新いたしました。

続いて、(2)、上記における高齢者65歳以上の占める割合でございますが、圏域内の令和元年、搬送人員3,836人のうち高齢者搬送人員2,619人、約68%、令和2年搬送人員3,466人のうち高齢者搬送2,533人、約73%、令和3年搬送人員3,675人のうち高齢者搬送人員2,632人、約72%、令和4年搬送人員4,181人のうち高齢者搬送人員3,053人、約73%、令和5年搬送人員4,323人のうち高齢者搬送3,128人、約72%でございます。令和4年の出動件数に占める高齢者の割合の全国平均は62.1%であることから、秩父地域の搬送人員に占める高齢者の割合は高い数値を推移しております。

次に、(3)、上記における搬送先の区分、圏域内、圏域外、1次、2次、3次救急医療機関といたしましては、圏域内1次救急医療機関への搬送人員は令和元年211人、令和2年204人、令和3年189人、令和4年171人、令和5年155人、2次医療機関への搬送は令和元年3,203人、令和2年2,787人、令和3年3,016人、令和4年3,474人、令和5年3,569人、3次医療機関への搬送は、圏域内に3次医療機関はございませんので、ゼロ人でございます。

続いて、圏域外1次医療機関への搬送は令和元年240人、令和2年285人、令和3年272人、令和4年314人、令和5年375人、2次医療機関への搬送は令和元年234人、令和2年202人、令和3年236人、令和4年279人、令和5年278人、3次医療機関への搬送は令和元年323人、令和2年292人、令和3年348人、令和4年380人、令和5年362人でございます。

また、ドクターヘリによる搬送は、令和元年73人、令和2年57人、令和3年46人、令和4年59人、令和5年64人でございます。その他として、圏域内外問わず、医療機関以外の場所に搬送した人数は、令和元年1人、令和2年及び令和3年はゼロ人、令和4年1人、令和5年2人でございます。埼玉県立循環器・呼吸器病センターは、救急告示病院に該当しないことから、1次医療機関として計上させていただきました。圏域外の1次医療機関の大半が埼玉県立循環器・呼吸器病センターへの搬送でございます。

以上のことから、圏域内の1次医療機関への搬送は減少傾向にあり、2次医療機関への搬送が増加傾向にあります。このことについては、圏域内の1次医療機関で救急搬送の受け入れが困難となり、救急告示病院への搬送が増加しているものと考えられます。また、緊急度、重症度の高い傷病者は、ドクターヘリによる搬送や急性期脳梗塞治療ネットワークなどにより、救急隊の判断により直接圏

域外に搬送する事案が多くなっております。

次に、(4)、出動件数が増加傾向を示していることの要因についての分析についてでございますが、地球温暖化により熱中症の傷病者搬送が多くなっていること、また圏域内の高齢者の人口割合が高く、統計データから特に75歳以上の人口はしばらく増加傾向にあること及び令和2年はコロナ禍で搬送人員は前年に比べ減少しましたが、その後新型コロナウイルス感染症の感染拡大により増加傾向となり、令和5年の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い社会活動が活発化されたことにより出動件数が増加しているものと考えられます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 最近5年間における救急出動件数につきまして、煩をいとわれることなく、るご説明いただき、誠にありがとうございました。ご答弁いただきました内容につきまして、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、市町により若干の差はございますが、広域圏管内全体として見た場合、2019年、令和元年の出動件数である4,588件を100として見た場合、その翌年、2020年、令和2年には4,212件、これが92に当たります。令和3年、2021年は4,497件で、2019年を100とした場合の98、ここ2年間減少、下がって上がったということですがけれども、2019年、令和元年よりは低い水準にとどまっております。しかし、令和4年、2022年には5,239件と、初めて5,000件を超えまして、これが相対的に言いますと114の割合になります。そして、昨年はそれをさらに上回る件数である5,325件、これは令和元年度、2019年の比でいきますと116と、実に2割近くも増加をしております。

近年におけるこのような出動件数の変動は、一見したところ新型コロナウイルス感染症の流行及びその収束化の動きと対応しているように思われ、また先ほどの消防長からのご説明におきましても、そのような関連での分析の結果をお示しいただきました。

このような状況の中で、年ごとの救急隊員の人数はどのようになっているのでしょうか。また、救急救命士はその中に何名いるのでしょうか。また、それぞれの質問に際して、少なくとも1名の救急救命士が必ず乗務するような体制というのが取られているのでしょうか。

以上3点お尋ねいたします。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員のご質問、年度ごとの救急隊員の人数及びその中の救急救命士の人数は幾人か、また各出場に際して、少なくとも1名の救命士が必ず乗務しているかについて、過去5年間の状況についてお答えいたします。

現場活動を行う救急隊員及び救命士として、救急隊員数は令和元年90人のうち救命士は40人、令和2年92人のうち救命士は39人、令和3年96人のうち救命士は39人、令和4年96人のうち救命士は

39人、令和5年95人のうち救命士は39人でございます。専属の救急隊は、各所属に複数名の救命士が配属されておりますが、消防隊と兼務の救急隊は救命士が配属されていない隊がございます。このような兼務の救急隊には、所属の専属救急隊から救命士を隊員入替え等により救命士を同乗させて出場できるよう配慮しております。今後もできる限り救命士が同乗する体制の構築に努めていくつもりでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。令和元年度、2019年度の救急隊員の方々の人数が90名、その中で救急救命士の方が40名という数字を教えてくださいました。そして昨年、令和5年、2023年が救急隊員95名中、救命士の方がその中の39名ということでございました。

先日いただいた資料等から見まして、過去5年間の比率で、出動件数が16ポイント上昇しているわけですので、令和元年の人数が90人といたしますと、これに見合う数というのは十六、七名ぐらいの増員になるのかと思われまます。この問題につきましては救急隊だけではなく、いろいろな救助活動、それから消防隊全部含めてでございますけれども、やはり市民のライフライン、文字どおりのライフラインを支える部署でございますので、財源的に非常に厳しい問題があるということは重々承知しておりますけれども、またその隊員の方々にかかるご負担ということもあるかと思っておりますので、長期的な観点から増員のご検討をしていただければと思います。

2番目の再質問でございますけれども、ここでは救急自動車、いわゆる救急車についてお尋ねをいたします。年ごとに稼働している、整備されている救急自動車の台数は何台でしょうか。総務省消防庁のほうでは、人口比に応じた救急自動車の整備数に関する基準を示しているかと思っておりますが、秩父地域の特殊事情として、管轄する面積が非常に大きいということがございますので、単純に人口比だけで整備数が決められてしまいますと、はなはだ不都合が生じてしまうのではないかという懸念もございます。それから、整備されている救急自動車の種類、具体的には高規格車とそれ以外の内訳がどのようになっているのでしょうか、お知らせいただければと思います。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員の再質問、年度ごとに稼働している救急自動車の台数と種類、高規格車とそれ以外について、過去5年間の状況についてお答えいたします。

現在救急車は常時出動隊として9台、その他予備車2台の合計11台体制で運用しております。令和元年度、高規格救急車9台、その他の救急車2台、令和2年度、高規格救急車10台、その他の救急車1台、令和3年度以降は高規格救急車11台、その他の救急車はございません。高規格救急車は、救急救命士が行う救命処置に必要な資器材を搭載し、気管挿管や薬剤投与などの特定行為を実施するスペースが確保された高機能、高性能な救急自動車でございます。その他の救急車は、従来の救急車や軽救急車など、高規格救急車以外の救急車でございます。

以上となります。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ご丁寧な説明いただき、ありがとうございました。

高規格車が整備進んでいるということで、2次救急あるいは3次救急への搬送なども増えているという状況の中で、大変望ましいことであると思われま。

今の関連で、1つ、もしお分かりになりましたら教えていただきたいのですが、消防庁が出している基準ですと、人口何万人当たりについて1台というのがあったと思いますけれども、それとの見合いでいきますと、秩父地域はどのようになっているかお分かりでしょうか。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員のご質問にお答えいたします。

国が示す救急車の台数ですが、人口10万人以下の消防本部においては2万人に1台とされております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。2万人に1台ということで行きますと、秩父市は6万人を若干下回っていますので、3台ぐらいということになりますけれども、1市4町含めましても、それに倍近い数の救急自動車を整備していただいているということで、これは大変ありがたいご配慮であると思います。その分ご負担も大きいかと思っておりますけれども、引き続きよろしく願いいたします。

続きましてのご質問でございますが、やはり救急自動車の関連になりますけれども、一昨年、昨年と出動件数が5,000件を超え、例えばその中で件数が増えた要因といたしまして、地球温暖化による熱中症による搬送が増えたというようなご説明がございましたけれども、例えば極端に気温が高い日には、特定の時間帯に熱中症による出動要請というものが集中して多数寄せられるような事態があったのではないかと想定されるのですが、全ての救急自動車が出動していたために、新たに寄せられた出動要請にすぐに対応できなかったというような事例は過去にございますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員のご質問にお答えいたします。

出動件数が増加傾向にある中、これまでに外部からの出動要請に対し、全ての救急自動車が出動していたため、すぐに対応できなかったような事例はなかったかについてお答えいたします。近年全国的に救急出動件数は増加しております。秩父消防本部では、国が示す救急車の配置基準から5台の救急車が必要とされますが、圏域内の高齢化率が高いこと、管轄範囲が広大であること、転院搬送で圏域外への出動が多いことなどを加味して、現在9台の救急車で常時運用しております。出動が多発している都市部の救急隊に比べ、多少の余裕がある状況でございます。

救急隊が不足するおそれがある場合には、日勤者による特別編成で、予備緊急車を運用しております。この特別編成の救急隊の出動は令和4年度に1度だけございました。新型コロナウイルス感染症拡大により、救急出動の増加と病院選定に時間を要したためによるものでございます。また、平成26年の大雪では、秩父地域で98センチメートルの積雪が観測されました。救急車が走行不能となり、1件当たりの出動が長時間を要し、日勤者は現場活動の除雪作業にあたるなど、総力を挙げて対応にあたりましたが、全ての救急隊が出動してしまい、出動を待っていただいたことがございました。このような災害が発生した場合には、今後も一時的に対応困難となることが考えられます。しかし、通常時の出動に対しては現体制で対応できるものと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） いろいろありがとうございます。大雪のときは、本当にご苦労なされたかと思えます。これは、出動要請があっても、通っていく道が本当になかったような状況であったかと思えます。ただやはりこれも過去の学ぶべき教訓ということで、いつそういうことが、あり得ないとも限りませんので、そうしたところをまた事態に対応できるような体制を構築していただければと思います。

4番目の再質問でございますけれども、最初の再質問でも申し上げましたとおり、一昨年、昨年の件数が5,000件を超えて、令和元年、2019年との比較では2割近い増加になっていたということを確認しましたが、こういった状況の中、救急隊員の方々に過重な労務負担というものが生じてはいないでしょうか。出動件数の増加に見合った数の増員や諸手当の増額などは講じられているのでしょうか。

また、救急隊員は自分では動けない方を搬送することが多く、その際、特に腰に大きな負担があったり、腰を痛めることがよくあるといったようなことを聞くわけなのですが、そういった隊員の方々への健康面への配慮、健康管理などはどのようになされているのでしょうか、お聞かせ願えればと思います。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員の出動件数が増加傾向にある中、救急隊員に過重な労働負担は生じてはいないか、出動件数の増加に見合った数の増員や諸手当の増額等の措置がなされているかについてお答えいたします。

近年の救急出動は、全国的に増加しております。秩父消防本部では、9台の救急車は常時運用しておりますが、その中で最も出動が多い救急隊は、本署に配備されている秩父第1救急隊でございます。秩父第1救急隊は、令和5年に年間1,570件の出動をしております。1日に換算すると、約4.3件でございます。出動が多いときは、1日の総活動時間が10時間を超えることもございます。しかしながら、このような勤務体制が連続することはほとんどございません。深夜帯まで出動が続い

た場合には、各所属で隊員交代等を臨機応変に行っております。消防業務という特殊性から、一時的に過剰な労務体制になることはございますが、救急隊の増員が必要な状況ではございません。

また、救急隊員への手当として、出動手当、特定行為手当、機関員手当等を支給しております。手当の額も、出動の件数や特定行為の実施回数に応じて支給しております。また、出動手当については、管外、県外に搬送した場合には増額して支給をしております。

それから、腰痛対策に関してでございますが、救急隊の中で腰痛が発生した場合につきましては、出動しないで済む指揮統制課の指令担当等に配置転換などをして、配慮を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。なかなか救急の現場、一般市民、私も含めて、なかなか具体的にどのように動かれているのかというのは想像がつかない部分でございますけれども、やはり出動要請がありますと、待たなしでその都度臨機応変に、最も適切な体制が取られ、機敏に行動されているということがうかがえました。

5番目の再質問をさせていただきます。出動件数に関する今後の見通し、一昨年、昨年5,000件を超えているということで、記録が更新されている状況が続いているわけなのですが、出動件数に関する今後の見通しと、それからいわゆる2025年問題、すなわち団塊の世代と呼ばれる人々が後期高齢者層になり、総人口1億2,557万人の中で、後期高齢者の人口が2,180万人に達するという試算が出されておまして、国民の5人に1人近くが75歳以上になるという予測が出されております。

そのような事態に対処するため、今後の人員配置や資器材等の整備に関して、どのように進めていくべきであるとお考えなのでしょうか。ご検討の内容などをお聞かせいただければと思います。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員のご質問、出動件数に関する今後の見通しと、2025年問題、団塊の世代が75歳以上になり、総人口1億2,557万人中、後期高齢者の人口が2,180万人に達する等に対処するための人員配置や機材整備に関する計画についてお答えいたします。

秩父圏域では、75歳以上の高齢者の割合が高い数値で推移しておりますが、人口の減少も急速に進んでおります。新型コロナウイルス感染症の拡大や5類移行後の社会活動が活性化したことなどにより、出動件数は増加しております。今後数年の出動件数は、横ばいか緩やかな上昇と考えられますが、その後、出動件数は減少していくものと考えられます。このことから、人員配置につきましては、しばらくの間は現体制の維持をしていきたいと考えております。

また、車両を含めた資器材の整備につきましては、車両更新計画により車両と積載資器材の更新整備をしているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。今後の出動件数の見通しというのは、なかなか具体的なところを出すのは難しい問題あるかと思いますが、統計などで示されている問題、高齢化率が高まる一方、人口全体の減少傾向を示すという中で、大体このぐらいになるのではないかというような見通しも立てられる部分もあるかとは思いますが、それに見合った形で、引き続き圏域圏内の住民の方々の安全、安心のためにご努力をいただければと思います。

最後に再質問をもう一つさせていただきますが、救急医療の観点から考えた場合、定峰トンネルが実現した場合に期待される効果についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。具体的には、1次及び2次救急では対応できないと判断された重症、重篤患者に対しては、3次救急を担う救命救急センターへの搬送が必要になりますけれども、これに相当する医療機関は現在秩父圏域内にはなく、近いところでは日高市の埼玉医科大学国際医療センター、あるいは所沢市にある防衛医科大学校病院など、遠方の医療機関への搬送になるかと思われま。秩父地域を通る2つの国道では慢性的な渋滞が生じ、また県内の関越自動車道では週末や祝祭日にはしばしば大渋滞が発生していることから、現状では秩父地域から遠方への医療機関に搬送する際、支障が生じる懸念などもありますことから、定峰トンネルが実現した場合の効果についてお尋ねしたいと思います。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

黒沢武徳専門員兼警防課長 2番、高野議員から、救急医療の観点から、将来定峰トンネルが実現した場合に期待される効果、同トンネルが実現した場合、どのような効果があると判断されるかについてお答えいたします。

定峰トンネルにつきましては、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから秩父地域へのアクセス道路となるもので、現在調査中であるものと認識しております。定峰トンネルができることにより、小川赤十字病院や埼玉医科大学病院、埼玉医科大学国際医療センターなどの病院への時間短縮が期待されます。

また、上り、下り、カーブが連続する国道299号線経由で搬送する場合に比べ、直線道路で走行できることにより、傷病者の病状の悪化を防ぎ、苦痛を軽減することにつながります。悪天候時の通行止めや走行障害となることも防げるものと思われ、秩父圏域住民には有用な事業と考えております。

以上となります。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。定峰トンネルにつきましては、具体的な調査がまだ始まった段階ですので、またどのルートになって、どのような工期で工事が実施されていくのか、そういった具体的な計画はこれからになるかと思いますが、それで、完成ということになりますと、さらにまた長い時間がかかるかと思いますが、今ご答弁いただきましたように、期待される

効果というのが非常に大きいものと思われまますので、その実現を共に願いつつ、引き続きまたこの地域の安全、医療、そういった問題について考えていながら、消防本部との協力体制を築きながら進めていきたいというふうに思います。

また、定峰トンネルにつきましては、この圏域、広域圏全体に関わる大きな問題でございます。今日は、1市4町の首長の皆様方ご臨席いただいておりますけれども、引き続きスクラムを組んでいただいて、関係当局への働きかけを続けていただき、ぜひ早期の実現にお努めいただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 2番、高野佳男議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。本条例につきましては、提案理由にもございますとおり、埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員に係る期末手当と勤勉手当の支給率及び給与表を改定したいため、本条例の改正をしたいものでございます。

まず、改正条例の第1条でございますが、期末手当の支給割合は再任用職員以外の職員では、現在6月期、12月期合わせて年100分の240となっておりますが、これを100分の5引き上げて、年100分の245に、再任用職員では年100分の135から100分の2.5引き上げて、年100分の137.5としたいものでございます。

また、勤勉手当の支給割合は、再任用職員以外の職員では現在年100分の200となっておりますが、こちらも100分の5引き上げて年100分の205に、再任用職員では年100分の95から100分の2.5引き上げ、年100分の97.5としたいものでございます。

次に、給料表の改正につきましては、1級の高校卒の初任給を1万2,000円、大学卒を1万1,000円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含めた改定を行い、組合職員の平均で1.4%の改定をしたいものでございます。

議案第1号参考資料を御覧願います。第1条関係、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。ただいま申し上げましたように、年間の期末手当の支給割合を引き上げるため、第16条の4の規定の一部を改め、令和5年度の支給割合を12月期の期末手当で調整し、再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合を100分の120から100分の125に、再任用職員の支給割合を100分の67.5から100分の70としたいものでございます。

また、勤勉手当につきましては、第16条の7の規定の一部を改め、期末手当と同様に令和5年度の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の105に、再任用職員の支給割合を100分の47.5から100分の50としたいものでございます。

給料表につきましては、ただいま説明いたしました改定額、改定率による改正をしたいものでございます。

次に、新旧対照表の7ページになりますが、第2条関係を御覧願えればと思います。改正条例の第2条では、期末手当、勤勉手当ともに令和6年度以降の支給割合を6月期、12月期とも同率とし、再任用職員以外の職員については期末手当を100分の122.5、期末手当を100分の102.5とし、再任用職員についてはそれぞれ100分の68.75と100分の48.75としたいものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することとしますが、第2条の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から適用したいものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第2号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。本条例につきましては、提案理由にもございますとおり、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給できることとされたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

まず、改正条例の本則において、会計年度任用職員の支給される手当に勤勉手当を加える文言の改正を行います。

議案第2号参考資料の本則関係、秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表を御覧願います。第2条及び第4条は、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイムで勤務する会計年度任用職員に関する規定、また第6条は第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイムで勤務する会計年度任用職員、第8条は両者共通の規定でございますが、いずれも勤勉手当の支給に関する文言を追加するものでございます。

次に、議案第2号参考資料3ページの附則関係、秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。第7条第1項は、期末手当の支給基準日以前の6か月以内に勤

務した期間がある育児休業者に対して期末手当を支給する旨の規定でございますが、支給対象から会計年度任用職員を除いておりますので、その除く旨の規定を削除するものでございます。また、第8条は第7条第1項の改正に伴う文言修正でございます。

なお、令和2年4月の制度発足時より、会計年度任用職員につきましても第7条第1項の場合の期末手当は支給対象でございました。本来であれば、今回の改正では第7条第2項に規定されている勤勉手当について同様の改正を行うべきものでございますが、この部分の規定が誤っておりましたので、第7条第1項を改正することで適切な制度の運用を図っていく所存でございます。

最後に、本条例の施行につきましては、附則第1項により改正後の地方公務員法と同日の令和6年4月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(新井 守消防長登壇)

新井 守消防長 議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページ、8ページを御覧ください。本一部改正条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、該当する危険物施設の設置許可申請に対する審査手数料を改めたいため、一部を改正したいものでございます。

議案第3号参考資料、秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の新旧対照表を御覧ください。別表第1区分、(2)の2、オ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料について、8区分の全てを改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、赤岩議員。

6番(赤岩秀文議員) 1点お伺いいたします。

今回の条例改正であるわけなのですが、この秩父の地域に浮き屋根式の屋外タンクというものは存在するものがあるのでしょうか。1点お伺いをいたします。

議長(新井利朗議員) 消防長。

(新井 守消防長登壇)

新井 守消防長 ただいまの赤岩議員のご質問に対してご説明いたします。

当秩父消防本部管内には、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所はございません。

以上でございます。

議長(新井利朗議員) ほかに質疑はございませんか。

4番、笠原議員。

4番(笠原宏平議員) ちょっとお聞きしますが、危険物という文言が出ていますが、危険物というのはどんなものを指すのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、乙4だけのものなのか。設置がないというのを聞いたのですが、ちょっと危険物の内容をお聞きしたいと。

議長(新井利朗議員) 消防長。

(新井 守消防長登壇)

新井 守消防長 危険物に関しましては第1類から第6類まで全ての危険物を指しますが、浮き屋根

式特定屋外タンク貯蔵所は主にガソリン等の揮発性の高いものを貯蔵している貯蔵所でございます。
以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（新井 守消防長登壇）

新井 守消防長 議案第4号 秩父広域市町村圏組合消防救急基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページを御覧ください。秩父広域市町村圏組合消防救急基金条例でございますが、第1条では消防救急体制のさらなる充実、強化を図る事業に活用するための基金を設置することを規定するものでございます。

第2条では、基金を一般会計歳入歳出予算に計上して積み立てることとし、第3条では基金の管理の方法について、第4条では基金の運用益金の処理の方法について、第5条では基金の繰替え運

用の方法について、第6条では基金を必要な費用に充てる場合の処分の方法について、第7条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める委任について規定するものでございます。

なお、附則としまして、本条例は公布の日から施行すると定めたものでございます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第5号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部

を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の11ページを御覧ください。本条例の提案理由にありますように、水道法の一部改正に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることから、関連する秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例、条文を一括して改正したいものでございます。

議案第5号参考資料の新旧対照表と併せて御覧ください。まず、第1条といたしまして、秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改め、次に第2条としまして、秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例第6条第1項、第35条第2項及び第39条第1号中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は令和6年4月1日といたします。

以上で議案第5号の説明を終了といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。

1点のみ伺います。水道法の一部改正に伴いまして、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移行されるということで、我が国の水道行政の大きな変化でありますけれども、こちらのことがあって管理規定を整理しただけということが目的であります。所管する省庁が変わることで水道事業にどのような変化があるか、お考えを伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 それでは、清野議員のご質問に対しまして回答させていただきます。

まず、国土交通省への移管の背景でございますが、1つ目としまして近年の水道行政を取り巻く環境は、人口減少社会の到来に伴います水道事業者の経営の悪化、水道施設の老朽化、耐震化への対応が大きな問題となっております。多発する災害発生時の断水への迅速な対応等、課題に取り組むことが強く求められております。

2つ目としまして、社会資本整備や災害対応に関します専門的な能力、知見を有する国土交通省に管理行政を移管することによりまして、国土交通省が地方整備局を活用しつつ、既に所管する社会資本と一体的に施設整備を進めることによりまして、水道整備管理行政の強化を図ることを目的とされております。

また、環境省への移管につきましては、水道に関する安全安心に係る専門的な能力、知見に基づき、水質の基準の策定を担うことにより、国民の水道に関する安全安心をより高めることを目的としております。先日の能登半島地震におきましても、家屋の損壊に加えまして、社会インフラであります水道施設も大きな被害を受けております。断水被害の長期化ですとか施設の老朽化、耐震化の問題が現在大きくクローズアップされております。

当組合におきましては、平成28年の事業統合より、広域化事業に併せまして、管路、設備の老朽化対策や耐震化工事を実施してまいりましたが、今回の省庁移管によりまして、これまで国土交通省が所管しました社会資本整備と一体となりました災害に対する手厚い措置、そしてサポートを期待しているところでございます。

また、環境省への移管部分につきましては、環境省は河川環境の管理、それと水環境の保全を管轄しております。水質に関する安全の確保、連携強化を期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第6号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4回)につきましてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入では霊柩車使用料、廃棄物処理手数料、物品売払収入、雑入のうち有価物売却代、事業費の確定に伴う組合債の減額及び株式会社ベルク様からの寄附金による増額、歳出では給料表の改定、期末及び勤勉手当の支給率の引上げに伴う人件費補正のほか、事業費の確定による増額及び減額の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条にありますように現計予算の総額40億4,697万9,000円に歳入歳出それぞれ1億1,604万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を41億6,302万1,000円としたいものでございます。

繰越明許費の補正は、第2条にありますように、新たに繰越明許費を設定したいものでございます。

4ページをお開き願います。衛生費に計上した排ガス処理設備空気圧縮機他補修及び各クレーン定期自主検査整備業務委託につきましては、交換部品の納期遅延等に伴い、年度内の完了が難しいため、繰越明許費を設定したいものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、地方債の補正は、第3条にありますように地方債の変更をしたいものでございます。

5ページをお開きいただきますと、第3表、地方債補正がございまして、消防自動車整備事業の事業費確定に伴い、地方債限度額を引き下げるものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書にてご説明いたします。まず、10、11ページをお開きください。こちら歳入でございます。第2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料は30万円減額し、補正後の額を2,623万8,000円としたいものでございます。これは、秩父斎場の霊柩車利用が当初の見込みに比べ減少したことによるものでございます。

第2款使用料及び手数料、2項手数料、1目清掃手数料は1,950万4,000円減額し、補正後の額を3億4,355万6,000円としたいものでございます。これは、各処理施設へのごみの持込み量と有料指定ごみ袋の販売枚数が当初の見込みに比べ減少したことによるものでございます。

第3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入は、当初予算計上をしました100万円を全て減額したいものでございます。これは、消防自動車整備事業で購入する救助工作車の納期が年度末となり、既存の車両を売り払う際の方法として、ネットオークションを実施することから手続に時間が必要となり、次年度に改めて歳入予算を計上したいことから減額したいものでございます。

第5款諸収入、2項雑入、1目雑入は545万4,000円減額し、補正後の額を1億2,600万4,000円と

したいものでございます。クリーンセンター売電収入が当初の見込みより220万円の増額、市況の下落等により有価物の売却代が897万2,000円の減額、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償額確定に伴う賠償金2万6,000円の増額、清流園の施設建物の台風被害による建物総合損害共済災害共済金額確定に伴う共済金98万2,000円の増額、消防自動車に係る燃費性能に対する補償料31万円を増額したいものでございます。

第6款組合債、1項組合債、1目消防債は770万円減額し、補正後の額を1億3,060万円としたいものでございます。消防自動車整備事業の事業費確定に伴うものでございます。

第8款寄附金、1項寄附金、1目消防費寄附金は、新たに1億5,000万円を計上したいものでございます。株式会社ベルク様からの消防救急事業に対する寄附申入れを受けたものでございます。

歳入合計で1億1,604万2,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。12、13ページをお開きください。まず、本補正では埼玉県人事委員会勧告に準じ、給料表の改定と期末手当、勤勉手当支給率引上げに伴う人件費補正を行います。各費目の人件費補正は、この勧告に伴うものが主なもので、その他の人件費補正と併せて、人件費総額で2,307万9,000円を増額したいものでございます。

第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては63万3,000円増額し、補正後の額を1億5,366万9,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第8節旅費は研修のオンライン化による減額、第12節委託料並びに第13節使用料及び賃借料は事業費の確定により減額したいものでございます。

第3款民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費につきましては167万5,000円増額し、補正後の額を5,544万6,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第12節委託料は令和6年4月からの介護保険法の一部改正に伴う介護認定審査会システムの改修業務委託料が新たに104万5,000円の増額、第13節使用料及び賃借料は、書面審査の実施により会場借上料を25万円減額したいものでございます。

第2目自立支援審査会費は9万2,000円増額し、補正後の額を1,234万3,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものでございます。

第4款衛生費、1項保健衛生費、4目斎場費につきましては249万9,000円減額し、補正後の額を9,246万8,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の燃料費及び光熱水費はプロパンガス購入費及び電気料金が国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により引き下げられていることなどから、262万4,000円を減額したいものでございます。

続いて、14、15ページをお開きください。第4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は2,285万3,000円減額し、補正後の額を7,923万4,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費は有料指定ごみ袋製作購入事業において、事業費の確定により2,190万6,000円を減額、第12節委託料は廃棄物処理手数料に計上しております有料指定ごみ袋の販売数量が当初見込

みに比べ減少するため、関連して収納委託料を111万2,000円減額したいものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては753万9,000円減額し、補正後の額を5億8,077万6,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第12節委託料は施設機器整備事業費の事業費確定による減額、受入れごみの減少により焼却炉から排出される焼却灰も減少することから、焼却灰及びばいじんの資源化処理業務委託料が減少する見込みのため、合計で804万8,000円を減額し、第13節使用料及び賃借料は地元町会関係者による視察研修中止に伴い、減額したいものでございます。

第3目環境衛生センター費は64万3,000円増額し、補正後の額を1億5,496万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費は最終処分場の埋立地で運用する履带式ローダーのエンジン不具合に係る修繕料を増額、第17節備品購入費は事務所で使用する冷蔵庫の故障による入替えのため5万3,000円を計上し、事業費の確定による減額分との差額10万8,000円を減額したいものでございます。

第4目廃棄物収集費は277万4,000円減額し、補正後の額を2億2,294万9,000円としたいものでございます。第12節委託料の一般廃棄物収集運搬業務委託料の事業費確定に伴い、差額を減額したいものでございます。

第5目し尿総務費は31万9,000円増額し、補正後の額を2,611万5,000円としたいものでございます。こちらは、人件費の増額によるものでございます。

第6目清流園費は1,960万7,000円減額し、補正後の額を2億2,573万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費、光熱水費の電気料金の減額をしたいものでございます。

第7目溪流園費は301万円減額し、補正後の額を8,504万円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費、光熱水費の電気料金の減額、16、17ページの第12節委託料は汚泥処理量が当初の見込みに比べ減少したことにより、処理委託料を減額したいものでございます。

第8目小鹿野し尿処理センター費は666万2,000円減額し、補正後の額を9,277万1,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費は消耗品費のうち薬品等の使用削減に努めたことによる減額及び機器の定期的な整備を見直したことにより修繕料を減額し、第12節委託料は焼却灰の処分を組合内で行うことにより減額をしたいものでございます。

第5款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては1,723万5,000円増額し、補正後の額を14億1,661万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費はガソリン及び軽油価格の高騰により燃料費を増額し、電気料金の光熱水費を減額、第18節負担金、補助及び交付金は研修中止等により減額したいものでございます。

第2目消防施設費は840万6,000円減額し、補正後の額を2億1,939万4,000円としたいものでございます。第10節需用費及び第11節役務費は事業費確定による減額、第17節備品購入費は救助工作車

整備事業の事業費確定により減額したいものでございます。

第6款公債費、1項公債費、2目利子につきましては27万6,000円減額し、補正後の額を760万9,000円としたいものでございます。借入利率の減及び借入期日の変更に伴い減額したいものでございます。

第7款諸支出金、1項基金費、2目消防救急基金費につきましては、先ほどお認めいただきました消防救急基金条例に係る基金費で、株式会社ベルク様からの寄附金1億5,000万円を積立金としたいものでございます。

18、19ページをお開きください。第8款1項1目予備費につきましては1,907万1,000円増額し、補正後の額を1億5,085万8,000円としたいものでございます。歳出合計につきましても歳入合計と同額の1億1,604万2,000円の増額補正となります。

最後に、20ページから給与費明細書及び地方債の調書補正となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ただいまご説明いただきました補正の部分なのですが、特にどこのことではなく、特定の予算書の中の項目ということではないのですが、全体的な傾向ということで教えていただければと思うのですが、歳入のほうですと使用料及び手数料に係る部分、歳出のほうですと清掃費に係る部分なのですが、ごみ袋の売上げが減少したことによって、この部分の金額が大分減っているというご説明をいただいたわけなのですが、それによって出されているごみ自体、ごみそのものの量というのがやっぱり減っているのでしょうか。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

（濱田雅之事務局次長兼業務課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼業務課長 2番、高野議員の質問にお答えいたします。

歳入のごみ袋、それからそれに伴いまして、指定ごみ袋の製作枚数、これも減少しております。この理由につきましては、人口減少が大きく影響しているものと推察しております。令和5年4月の圏域内人口9万2,962人でございまして、1年前の9万4,627人に対し1,665人減少しております。この人口減少分を令和5年4月から令和6年1月の可燃ごみの収集量から算出した1日1人当たりの排出量467グラムで換算しますと、年間283.81トンとなります。これを令和5年4月から令和6年1月を前年同期の可燃ごみ収集量と比較しますと730.99トン収集量が減少しています。机上の計算では、約38%が人口減少によることとなります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第7号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）についてご説明申し上げます。別冊の令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）説明書と併せましてご説明させていただきます。

初めに、議案書の13ページを御覧ください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案いたしまして、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち（4）、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。第1款水道事業収益でございますが、4,221万8,000円を減額するものでございまして、第1項営業収益478万1,000円の減額及び第2項営業外収益3,743万7,000円の減額でございます。

それでは、別冊の補正予算説明書の2、3ページ、水道事業会計補正予算（第3回）実施計画を御覧ください。上段の第1款第1項営業収益の減額につきましては、第1目給水収益7,040万円減額するもので、秩父市が継続して実施することとなりました物価高騰対策事業実施に伴う水道基本料金2月、3月分の減額でございます。第3目その他の営業収益6,561万9,000円につきましては、こちらの事業実施に伴う秩父市からの負担金等の増額でございます。

次に、第2項営業外収益3,743万7,000円の減額でございますが、主なものとして第5目長期前受金戻入749万3,000円を減額するもので、令和4年度中に補助金等を財源として取得した償却資産の確定により再算定を行ったものでございます。

また、第6目消費税及び地方消費税還付金2,917万2,000円の減額につきましては、今回の補正に伴う還付消費税の再計算を行ったことによる補正でございます。

それでは、議案書の13ページにお戻りください。次に、支出でございます。第1款水道事業費用を1億4,353万9,000円減額するものでございまして、第1項営業費用1億4,437万9,000円の減額及び第2項営業外費用84万円の増額でございます。

別冊の補正予算説明書の2、3ページを御覧ください。下段の第1款第1項営業費用1億4,437万9,000円の減額でございますが、第1目原水及び浄水費1億655万6,000円の減額で、浄水場維持管理のための各種委託料6,212万3,000円、動力費3,770万円などをそれぞれ減額するものでございまして、大雨等の影響がなく、各浄水場において水質が安定し、汚泥の処理費用が抑制されたこと、また電気料金の見直し等によるものでございます。

第2目配水及び給水費356万1,000円の減額につきましては、委託料492万円を減額し、動力費110万円を増額するものでございます。

第3目総係費193万3,000円の減額につきましては、異動に伴う人件費等の減額によるものでございます。

第4目減価償却費2,841万5,000円の減額は、決算確定に伴う再計算により減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用84万円の増額につきましては、企業債償還利息の借入額及び利率確定による差額を補正するものでございます。

議案書の13ページにお戻りください。第4条、資本的収入及び支出につきまして補正をいたします。第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。資本的収入につきましては、第1款資本的収入1,965万6,000円を減額するものでございます。別冊の補正予算説明書4、5ページを御覧ください。

い。上段の第1款資本的収入の減額につきましては、第3項他会計負担金1,965万6,000円の減額でございまして、消火栓新設に係る構成市町の負担金を見直したことによるものでございます。

議案書の13ページにお戻りください。次に、資本的支出につきましては、第1款資本的支出2億7,981万1,000円を減額するものでございまして、第1項建設改良費2億7,937万9,000円、第2項企業債償還金43万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

別冊の補正予算説明書の4、5ページをお開きください。下段の第1款第1項建設改良費のうち第1目原水及び浄水施設費188万7,000円の減額、第2目配水及び給水施設費2億7,964万9,000円の減額は、請負差金、継続費の年割額の見直しによる減額でございます。

第4目有形固定資産購入費215万7,000円の増額につきましては、ポンプ場用地購入費を追加計上したものでございます。その下、第2項企業債償還金につきましては借入条件の確定による差額を補正するものでございます。

議案書の14ページにお戻りください。第5条は既定の継続費の変更で、隣の15ページ、第1表の継続費補正のとおり年割額を変更するものでございます。

次に、第6条は予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を定めておりますので、人件費の補正に伴い、652万3,000円を減額するものでございます。

第7条は、予算第11条に定めた構成市町からの補助金のうち児童手当補助金の金額を77万2,000円減額するものでございます。

また、別冊の補正予算説明書の6ページには予定キャッシュフロー計算書、8ページから9ページは給与費明細書、10ページには継続費に関する調書、12、13ページには予定貸借対照表がそれぞれ記載してございますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。

1点のみ伺います。こちら補正予算説明書の10ページです。継続費に関する調書がございまして、こちら既決の継続費であります横瀬町の姿見山配水池築造工事についての年割額の変更を行うようになっていきますけれども、その理由について伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 横瀬事務所長。

（原島 健水道局次長兼横瀬事務所長登壇）

原島 健水道局次長兼横瀬事務所長 それでは、清野議員のご質問、横瀬町姿見山配水池築造工事に

ついて年割額の変更を行うというその理由でございます。

こちらにつきましては、年度の初旬から施行を想定して年割を見込んでおったところですが、本事業につきましては既設のろ過池の解体撤去を行いまして、その跡地を造成して築造を計画しておりました。付随して、新配水池までの進入路の整備、新規ポンプ室の築造、滅菌設備の新設等、複数の事業を設計する必要がございまして、ここにかかる設計に時間を要したことから、着工までに時間がかかったことが主な要因でございます。

契約の締結から実際工事が始まったのが前年の12月からでございまして、令和5年度中の工事の範囲が縮小したことから年割額の変更が必要になったというものでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第8号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

組合の共同処理する事務事業は、広域的に行うことにより経済的かつ効率的な執行が求められております。令和6年度一般会計の予算編成に当たりましては、近年の歴史的な物価高騰により、組合を構成する市町の財政状況が一層厳しくなる中で、市町の負担金が主たる財源である組合の財政運営においては、こうした市町の状況を十分に認識し、歳入の確保と歳出の削減、または抑制に努めること、また住民生活に欠かすことのできない事業である消防救急、環境衛生及び福祉保健医療の分野において、1市4町9万人の住民の負託に応えること、これらを踏まえ、組合が一丸となってこの歴史的な物価高騰を乗り越え、秩父地域全体の安全・安心・快適なまちづくりを実現するため本予算を取りまとめたものでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の予算書の1ページをお開きください。4枚ほどおめくりいただければと思います。第1条では、令和6年度予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,479万9,000円、前年度予算額39億1,550万6,000円に対し、4,929万3,000円の増額。率にして1.26%の増としております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第2表、地方債により定めるものであります。内容については、後ほどご説明させていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

2ページおめくりいただき、4ページをお開きください。第2表、地方債でございます。消防自動車整備事業、こちらは災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車と救急自動車整備事業、こちらは災害対応特殊救急自動車のための起債で、起債限度額を前年度と比較し、5,900万円減額の7,930万円とさせていただきました。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

す。予算書 8、9 ページをお開きください。まず、歳入でございます。第 1 款分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の 10 の負担金額の合計が 32 億 5,057 万 7,000 円で、前年度と比較し 1 億 3,688 万 7,000 円の増額となります。このうち、し尿総務費に予算計上しております循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料の一部に充てるため、特別負担金としてちちぶ定住自立圏から 900 万円を予定しております。歳入全体に占める割合は 81.99% になります。この特別負担金を除く市町負担金は、組合格約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積立基礎は確定数値を使用しております。

負担金明細書は 49 ページに記載してございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

次の第 2 款使用料及び手数料の 1 項使用料、1 目衛生使用料は 2,756 万 8,000 円で、火葬場使用料、霊柩車使用料及び土地使用料でございます。

次の第 2 項手数料、1 目清掃手数料は 3 億 4,967 万 1,000 円で、主なものは処理施設持込手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料、し尿処理手数料でございます。

第 2 目消防手数料は 131 万 4,000 円で、危険物施設許認可や火薬類煙火消費手数料でございます。

次の第 3 款国庫補助金、1 項国庫補助金は 3,057 万 1,000 円で、緊急消防援助隊設備費補助金でございます。

1 ページおめくりいただき、10、11 ページをお開きください。次の第 4 款財産収入、1 項財産運用収入は 96 万 8,000 円で、土地貸付収入、建物貸付収入及び公共施設整備基金預金利子でございます。

第 2 項財産売却収入は 117 万 6,000 円で、先ほどお認めいただきました令和 5 年度一般会計補正予算（第 4 回）において減額いたしました消防自動車の売却収入を見込んだものでございます。

次の第 5 款の繰越金は 1 億円となります。これは、令和 5 年度予算の予備費、現計予算額の不用見込額を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただくものでございます。

次の第 6 款の諸収入、1 項組合預金利子は 6,000 円でございます。

第 2 項雑入は 1 億 2,364 万 8,000 円で、秩父クリーンセンターの売電収入を 7,177 万 4,000 円、有価物売却代としてカン売却代から羽毛布団売却代として 4,690 万 3,000 円を計上いたしました。なお、前年度と比較して 667 万 1,000 円の減額、率にして 5.12% の減となりますが、主な減額要因は環境衛生センターで実施する有価物の売却において、受け入れるごみ量や資源化量の減少、市況価格の変動が見られることによるものでございます。

1 ページおめくりいただき、12、13 ページをお開きください。第 7 款の組合債は 7,930 万円で、消防自動車と救急自動車の整備にかかるものでございます。なお、これらの車両整備につきましては、先ほどの第 3 款国庫補助金でご説明しました緊急消防援助隊設備費補助金を充てた残額について借り入れる予定でございます。

次に、歳出に移ります。1 ページおめくりいただき、14、15 ページをお開きください。まず、第 1 款の議会費は 318 万 2,000 円で、主なものは議員報酬、調査旅費、会議録調製委託料でございます。

次の第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億5,576万8,000円でございます。前年度と比較して757万1,000円の増額となります。主な増額要因は、職員人件費の増額、アメリカを中心とする諸外国のライセンス料の上昇に伴う情報系ネットワーク保守業務委託料の増額、職員が使用するノート型パソコンのリース契約の更新に伴う機器類の価格上昇に伴うリース料の増額などでございます。

本費目の主な経費としましては、15ページから17ページに記載してございます職員14人分の人件費や職員関連経費、事務機器類や各種システム及びネットワークの維持管理費等に係る費用でございます。

第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。

1ページおめくりいただき、18、19ページをお開きください。第2項監査委員費は24万6,000円でございます。

次の第3款の民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費は5,798万5,000円でございます。前年度と比較して525万6,000円の増額となります。主な増額要因は、職員人件費の増額、令和5年10月にリプレイスされた介護認定審査会システム使用料において、令和5年度のリース期間が半年間であったものが、令和6年度は1年間となるための増額によるものでございます。本費目の主な経費としましては、介護認定審査会委員の報酬、職員4人分の人件費、第11節役務費のネットワーク通信代、第13節使用料及び賃借料の介護認定審査会システム使用料などでございます。

第2目自立支援審査会費は1,246万9,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

1ページをおめくりいただき、20、21ページをお開きください。第4款衛生費、1項保健衛生費、1目結核予防費は1,911万9,000円で、前年度と比較し、117万8,000円の増額となります。主な増額要因は、秩父市の検診日程が増えたことによる受診予定人数の増加に伴う撮影業務委託料の増額でございます。なお、結核予防事業は圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託し、実施しております。

次の第2目循環器検診費は630万4,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次の第3目救急医療施設費は5,793万6,000円でございます。この事業は、第12節委託料に休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急の運営事業委託料として2,297万6,000円を計上し、秩父郡市医師会に委託して実施しておるものと、第18節負担金、補助及び交付金に2次救急医療体制として、年間を通じて毎日の夜間、日曜日及び国民の祝日等の救急患者の受入れ体制を整備するため3,496万円を計上し、病院群輪番制度へ参加する秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院へ補助金としておるものでございます。

次の第4目斎場費は9,456万6,000円で、前年度と比較し313万6,000円の増額となります。主な増

額要因は、職員人件費の増額によるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員、会計年度任用職員合わせて4人分の人件費と、斎場運営及び維持管理に関する経費でございます。

22、23ページをお開きください。第2項清掃費、1目清掃総務費は1億9万3,000円で、前年度と比較し、623万4,000円の減額となります。主な減額要因は、指定ごみ袋の製作に係る消耗品費と販売に係る廃棄物処理手数料収納委託料の減額でございます。製作にかかる経費の減額は、令和5年度予算では国内生産と安価な海外生産の両方を想定しておりましたが、令和6年度予算では契約実績に基づき海外生産を想定した単価としたことに加え、直近1年間の販売実績から製作枚数を減らしたことによるものでございます。また、これに関して、ごみ袋販売店への収納委託料を減額としております。

本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費と10節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入経費、第12節委託料に計上しております有料指定ごみ袋販売店への収納委託料でございます。

次の第2目クリーンセンター費は5億9,448万6,000円で、前年度と比較し2,380万7,000円の増額でございます。主な増額要因は、職員人件費の増額のほか、第10節需用費では電気設備用消耗品の増額、第12節委託料では2号焼却炉のボイラー設備が国の定期安全管理審査を受けるため、法定定期点検整備業務委託料の増額、保証期間満了による煙道排ガス分析計定期点検整備業務委託料の増額、処理単価の増額に伴う焼却灰再資源化処理業務委託料の増額などでございます。

本費目の主な経費としましては、職員5人分と会計年度任用職員2人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類をはじめとする消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料などでございます。

26、27ページをお開きください。第3目環境衛生センター費は1億4,786万4,000円で、前年度と比較し600万6,000円の減額でございます。主な減額要因は、予算上の措置として退職予定者に対して新採職員を充てていることによる職員人件費の減額に加え、令和5年度予算に計上していた軽トラックの購入と計量システム改修業務委託が終了したことによるものでございます。

本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費、施設の維持管理の薬品類をはじめとする消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

28、29ページをお開きください。第4目廃棄物収集費は2億2,294万8,000円で、前年度に比べ277万5,000円の減額でございます。可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。減額の要因としましては、総合評価方式一般競争入札の結果によるものでございます。

次の第5目し尿総務費は4,508万円で、前年度と比較し、1,987万6,000円の増額でございます。主な増額要因は、循環型社会形成推進地域計画及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料を新たに予算計上したことによるものでございます。この循環型社会形成推進地域計画は、新し尿処理施設の建設に活用を予定している環境省の循環型社会形成推進交付金の申請に必要な

る計画でございます。また、この計画には現状把握や処理能力等の記載が求められておりますので、具体的な施設整備内容を検討するため、汚泥再生処理センター施設整備基本計画も併せて策定するものでございます。

なお、歳入の分担金及び負担金でもご説明いたしましたが、これらの計画策定業務委託料の一部に充てるため、特別負担金としてちちぶ定住自立圏から900万円を予定しております。

本費目の主な経費としましては、職員3人分の人件費、し尿処理事業の統合を進めていくための諸経費でございます。

次の第6目清流園費は2億6,410万4,000円で、前年度と比較し、2,025万円の増額でございます。主な増額要因は、職員人件費の増額のほか、第10節需用費のうち燃料油価格上昇に伴う燃料費の増額、基幹設備の経年劣化による重要部品交換等による修繕料の増額などでございます。

本費目の主な経費としましては、職員7人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類をはじめとする消耗品費や燃料費、修繕料、また各種点検整備業務に係る委託料、し尿収集運搬業務委託料などでございます。

次の第7目溪流園費は8,843万7,000円で、前年度と比較し38万1,000円の増額でございます。主な増額要因は、職員人件費の増額のほか、第10節需用費のうち前回の整備から年数が経過し、性能が大幅に低下している機器類を整備するための修繕料の増額などでございます。

本費目の主な経費としましては、職員3人分の人件費、施設維持管理及びし尿収集運搬業務に係る経費などでございます。

次の第8目小鹿野し尿処理センター費は1億932万2,000円で、前年度と比較し1,023万5,000円の増額でございます。主な増額要因は、職員人件費の増額のほか、第10節需用費では基幹設備の定期的なメンテナンスによる増額、また第12節委託料は小鹿野し尿処理センター運転管理業務の契約期間が令和5年度末をもって終了となることから、令和6年度から令和8年度までの3年間について公募型プロポーザルにより業者選定を行いましたところ、物価や人件費等の高騰が起因し、委託料が大幅に増額となったことによるものでございます。

本費目の主な経費としましては、職員2人分の人件費、施設の運転管理業務委託料のほか、施設の維持管理に関する経費でございます。

34、35ページをお開きください。次に、第5款の消防費でございます。まず、第1日常備消防費は14億2,250万6,000円で、前年度比2,528万1,000円の増額となっております。常備消防費は、再任用職員6人を含む消防職員180人に係る職員人件費13億5,475万円が主なものでございまして、前年度比2,723万9,000円の増額となっております。

36、37ページをお開きください。第2目消防施設費は2億128万6,000円で、前年度比2,527万2,000円の減額となっております。主な減額要因は、第17節備品購入費に2台の車両購入費として計上いたしました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車、また救急自動車

に積載する高度救命処置用資器材の購入経費の合計1億1,905万1,000円と令和5年度予算の車両購入費1億5,000万円との差額によるものでございます。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、平成17年の初年度登録から18年が経過しております。また、災害対応特殊救急自動車は北分署の平成30年の初年度登録車を更新するものですが、更新対象の救急自動車は登録から18年が経過する本署の車両と入替えを予定しております。いずれの車両も登録から18年が経過し、車体や資器材等の老朽化による故障等が多く発生していることから、消防救急活動に支障を来さないよう更新したいものでございます。

なお、この2台は緊急消防援助隊の登録車両の更新であり、国庫補助金の対象事業となるものでございます。この緊急消防援助隊は、先月発生した令和6年能登半島地震のような全国的な大規模災害や特殊な災害が発生したときに、地域を越えて救急活動に当たるものでございます。

本費目の主な経費としましては、消防庁舎、車両及び通信施設に係る維持管理経費でございます。

38、39ページをお開きください。第6款の公債費、第1目元金は3億1,928万5,000円で、前年度比2,682万7,000円の減額となります。元金の減額要因は、令和4年度同意分の救急自動車整備事業と消防庁舎整備事業に係る元金償還の開始による増額もございしますが、平成25年度に借り入れた南分署庁舎建設事業及び消防救急デジタル無線整備事業、平成30年度に借り入れた救急自動車整備事業の償還が完了したことによるものでございます。

第2目の利子は676万5,000円で、前年度比112万円の減額となります。減額の要因といたしましては、元金で申し上げた3つの事業の償還が完了したこと、また令和4年度同意分の2つの事業の借入れが低利で借入れができたことによるものでございます。

次の第7款諸支出金、1項基金費、1目公共施設整備基金費は500万円で、前年度と同額でございます。

40、41ページをお開きください。第8款予備費は3,000万円で、こちらも前年度と同額を計上させていただきました。

42ページ以降は、給与費明細書などでございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第8号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。3点聞かせていただきます。

予算書の28、29ページ、4款2項4目廃棄物収集費の12、委託料2億2,294万8,000円について、委託先と業務遂行に当たる委託料の用途について詳細を教えてください。

2点目です。30から31ページ、4款2項6目の12、委託料、し尿収集運搬業務委託料4,762万6,000円、こちら清流園ですね。及び32、33ページの4款2項7目、12、委託料、こちらもし尿収集運搬業務

委託料1,638万7,000円、こちら溪流園ですが、それぞれ清流園、溪流園のし尿の収集運搬業務について、具体的にどのように行われているのか、またそれぞれの事業者への委託料はどのように決められているのか伺います。

以上です。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

（濱田雅之事務局次長兼業務課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼業務課長 清野議員のご質問のうち、業務課に関する質問にお答えいたします。

4款2項4目廃棄物収集費、12節委託料の委託先と委託料の用途についてでございますが、まず委託料につきましては、昨年3月に令和5年10月からの委託業者を決定するに当たり、総合評価方式による制限付き一般競争入札を実施した結果、合併前の旧秩父市区域を横瀬町に本社があります昭和通運株式会社、旧町村区域を秩父市に本社があります秩父通運株式会社と令和6年3月まで契約をしております。令和6年度の一般廃棄物収集運搬業務につきましても、この入札執行時の入札公告に、管理者が必要と認めるときは最長4年の更新をすることができるという規定に基づきまして、継続的に安定した業務を遂行するため、また現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により両者との随意契約を予定しております。

また、業務遂行に当たる委託料の用途でございますが、両者ともトータルで収集車両11台により、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集業務を行っております。これらの車両に係る減価償却費や自動車税等の税金などの車両費、車両に係る自賠責保険料などの保険料、軽油等の燃料費、車検整備費用や点検費用などの修繕費、さらには収集員の人件費等の業務原価や一般管理費などがございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） し尿政策課長。

（溝口和美専門員兼し尿政策課長登壇）

溝口和美専門員兼し尿政策課長 清野議員のし尿事業に関する質問、4款2項6目清流園費及び7目溪流園費、12節委託料、し尿収集運搬業務委託料についてお答えいたします。

し尿収集運搬業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、区域内における一般家庭等のくみ取り式トイレに係るし尿を収集運搬する業務を委託して行っております。収集区域は、清流園は秩父市及び横瀬町を3業者が、溪流園は皆野町及び長瀬町を2業者が受け持っております。収集は、一般家庭や仮設トイレの設置業者等から収集業者への依頼により行っており、収集したし尿をそれぞれの施設に運搬しております。

事業者への委託料につきましては、清流園は秩父市及び横瀬町は収集範囲が広く、運搬距離があり、収集量だけでは算定が難しいことから、台数補償方式により収集運搬車の原価、人件費、燃料

費、消耗品等を基に、有顧客件数を維持できる台数を基礎として算定しております。

また、溪流園は前年度の実績台数に対して、収集運搬車1台分のくみ取り券枚数と、36リットル341円の委託料を乗じた従量制方式と収集運搬車の原価計算を算出したくみ取り事務委託料を合わせて支出しております。

現在委託料の算出方法について2施設で相違がありますが、清流園の歳出については、秩父市、横瀬町からの負担金で、溪流園の歳出については皆野町、長瀨町からの負担金で賄っております。このため新処理施設供用開始までは、それぞれ現行の委託料金の算定方法とし、新処理施設の供用開始以降は委託料を統一する予定となっております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

1点、歳入についてお伺いをしたいのですが、議案第4号において消防救急基金条例が制定をされました。この4条に基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、その基金に繰り入れるものとするとなっております。1月にベルク様から寄附金をいただいて、1億5,000万円をいただきました。その運用益の歳入はどのようになるのか、お伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇）

本峯治彦事務局次長兼管理課長 ただいまの木村議員からのご質問のうち、寄附金に係る運用益についてお答えいたします。

寄附金の運用益に対する歳入でございますが、寄附金の申出の時期の関係から当初予算には計上してございませんので、令和6年度の補正予算において対応する予定でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

補正予算では1億5,000万円という金額が載っているにもかかわらず、一般会計の予算では、それが載っていないというのは、ちょっとどうなのかなというふうに思ったものと、それから全員協議会の資料において、寄附金は基金に積み立て、令和6年度の消防救急体制整備のために活用するというふうなことで記載がされているのですが、それもはっきりした予算には出ていないのですが、その辺について、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 ただいまの木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回令和6年度の予算編成までに1億5,000万円というのが間に合わないものでしたから、取りあ

えず令和5年度の補正予算で計上させていただくにつきまして、短い期間で運用益は出ないというようなこともございまして、そういったところで、令和6年度改めて補正予算で計上させていただくということで対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 一般会計予算の28、29ページになりますが、し尿総務費の中の12、委託料1,890万円、循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料についてなのですが、これは新規に組まれた予算だということなのですが、ここで述べられているような計画の策定のスケジュールと、それから国の補助金、これは環境省のプログラムだと思うのですが、どのようなプログラムに申請を考えていらっしゃるのか、それからその申請額の規模はどのぐらいを想定していらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

議長（新井利朗議員） し尿政策課長。

（溝口和美専門員兼し尿政策課長登壇）

溝口和美専門員兼し尿政策課長 4款2項5目し尿政策費の12節委託料、循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務委託料についてお答えさせていただきます。

まず、循環型社会形成推進地域計画の策定につきましては、令和7年度以降に循環型社会形成推進交付金、こちらは環境省の交付金になるのですけれども、こちらを交付していただくための計画になります。今後といたしましては、まだ未確定な部分もありますが、来年度こちらの2つの計画を策定しましたら、施設の必要となる調査の実施ということで、環境影響調査ですとか施設の測量、また地質の調査等を行ってまいります。それから、施設整備の基本設計も行ってまいります。

そして、令和12年度供用開始を目指しておりますけれども、可能であれば、令和9年度から汚泥再生処理センターの設計ですとか建設工事が開始できれば良いと考えております。また、それに伴いまして、前年度等に汚泥再生処理センターの発注の事業者等の選定等を行ってまいります予定でございます。

それから、事業の規模になってまいりますけれども、来年度新しく基本計画を策定してまいりますので、その中である程度の施設の規模、またどれぐらいの施設、予算がかかるのかというのが明らかになってまいりますと思いますので、現時点のところでは申し上げることができません。以上でございます。

すみません、失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、1件追加でお話をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げました循環型社会形成推進地域計画ではございますが、これは来年度の9月末ぐらいまでに埼玉県に提出する関係書類を調整する予定でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございますか。

11番、新井達男議員。

11番（新井達男議員） 予算書37ページ、目1常備消防費ですが、12、委託料、職員ストレスチェック業務委託料22万2,000円、それからその下の13、使用料及び賃借料、プール使用料4万4,000円、これはどのようなものなのか、内容について教えてください。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

（岩崎 武総務課長登壇）

岩崎 武総務課長 それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、職員ストレスチェック業務委託ですけれども、消防職員を対象に行うものでございます。こちらについては、労働安全衛生法によりまして義務化となっておりますので、1年に1回行っておるものでございます。

そしてもう一点、プール使用料、こちらにつきましては群馬県のほうに、潜水技術向上のための研修に行きますので、そちらを利用する経費となっております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 11番、新井達男議員。

11番（新井達男議員） どうもありがとうございました。

このプール使用料につきましてですけれども、これ救助訓練の練習ですよ。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

岩崎 武総務課長 そのとおりでございます。潜水技術向上ということで、水難救助の関係の訓練でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 11番、新井達男議員。

11番（新井達男議員） 水難救助の訓練ということで、これはちょっと差し出がましいことを言うかもしれませんが、群馬へ行かなくても皆野町の温水プール、あそこが救助訓練もやっているもので、今のあるところぜひとも使って、利用していただくと、近くていいのではないかと思いますけれども、人命救助ということでぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございますか。

10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 15ページです。総務費、一般管理費、報酬、5,000円というものですけれども、前に今後検討するということでしたけれども、今回の予算編成でそういう通常といいますか、研究して戻すことは考えなかったのですか。それがまず1つ。

それと、4款衛生費の保健衛生費の3ですね、救急医療施設、20ページ。これ定住のほうで、大分補助金が増えているのですけれども、その定住のほうとこの本予算のほうの振り分けというのをどういうふうに考えて、結果的には定住のほうが増えたのですけれども、本来定住のほうが補助的な意味があると思うのです。こっちが本筋ではないのかと思うのですけれども、その辺はどういう考えでこういう結果になっているのでしょうか。

それと去年から16万円減額になっているのです。その辺を、医療の構築ということを考えていけば、もうちょっと前向きに考えたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺の見解はどうなのでしょう。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇）

本峯治彦事務局次長兼管理課長 ただいまの関根議員の理事報酬5,000円に関するご質問に対してお答えいたします。

特別職報酬審議会につきましては、11月17日の議会定例会において審議会条例案を可決いただきましたので、12月1日付で当審議会を設置いたしました。その後、各市町から各分野の代表者の方をご推薦いただき、皆様に快くご承諾いただきましたので、委嘱をさせていただきました。

去る1月12日に第1回の審議会を開催し、管理者より諮問書を手交していただきました。また、審議会では事務局より組合の事業概要をはじめ、審議会設置の経緯、過去の報酬額改定の経緯、類似団体との比較、正副管理者及び理事が関わる組合の業務内容を説明させていただきました。委員の皆様からは、現在の年額1,000円は妥当な金額ではなく、過去の経緯や理事の役割等を考えると、改定前の金額は適正な水準であり、この報酬額に戻すことが適切であるというご意見をいただき、審議会としての意見の集約を図ることができました。

次回3月6日に予定しております審議会において、答申に向けた審議をお願いしてまいります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

（黒沢武徳専門員兼警防課長登壇）

黒沢武徳専門員兼警防課長 10番、関根議員のご質問に対して、経過を含めてお答えさせていただきます。

令和5年3月10日、令和4年度第2回ちちぶ医療協議会において、秩父病院長より令和6年度以降の病院群輪番制の辞退の申出がありました。救急告示病院を中心とする救急業務連絡会で協議をしていただきましたが、医師、看護師等医療スタッフの確保が難しく、令和6年度以降は働き方改革で医師の派遣がさらに困難となるなど医療スタッフの確保ができないことから、ちちぶ救急医療対策会議において協議をしていただきました。

医療スタッフ確保が難しい原因といたしまして、今まで派遣をしていただいている大学病院から

の派遣が難しくなること、給与が高い都市部の医療機関に圏域内の医療従事者が就職してしまうことなどが挙げられました。そのことから、救急医療を担う常勤医師、非常勤医師の給与費、法定福利費、救急を担う医師、医療スタッフの派遣や招聘に要する費用を対象経費といたしまして、補助金の1日当たりの基準額を現在の8万円から20万円に増額することになりました。

また、公立病院であります秩父市立病院の補助金は定住自立圏構想から交付し、私立病院であります秩父病院、皆野病院への交付につきましては秩父広域市町村圏組合から交付することになりました。病院群輪番制につきましては、令和6年1月中に来年度の担当日の調整を図ることができました。

今回計上させていただきました補助金3,496万円は、補助基準額変更となる前に計上させていただいたものでございます。令和6年度の病院群輪番制病院運営事業補助金は64万円の不足が生じることから、来年度組合の補正を行う予定でございます。

以上となります。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございますか。

10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 確認なのですけれども、その報酬等審議会で、旧来の、要するに減額前の給与が適正であるという答申が出て、それで出ていると。それで、3月にとということなのですけれども、その決定後は補正で対応するということによろしいでしょうか。

それと、輪番制のことは、詳しくありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

本峯治彦事務局次長兼管理課長 次回の審議会、3月6日に予定しておりますので、まだ答申は出てございませんが、そういった形で答申が出た場合には補正予算で対応する予定でございます。

以上でございます。

（何事か言う人あり）

議長（新井利朗議員） 管理課長。

本峯治彦事務局次長兼管理課長 報酬条例の改正をさせていただきまして、予算については補正で対応させていただくということでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 議案第9号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せて、議案第9号、本日お手元にお配りいたしました説明補足資料、カラー印刷の円グラフ資料によりご説明申し上げます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、給水戸数は1市4町の4万3,480世帯に対し、(2)、年間総給水量は約1,287万立方メートルの給水を予定しております。これを1日当たりいたしますと、(3)、1日平均給水量は3万5,270立方メートルでございます。また、(4)では、主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、議案第9号説明補足資料、カラー刷りの円グラフによりご説明いたします。補足資料1、円グラフを御覧ください。まず、資料の上段にございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入、支出が一致しないのが特徴ですが、予算第3条と第4条に定めた金額を収入ベースで見た場合は、合計77億8,123万円、支出で見た場合は合計101億3,309万円となっております。

次に、左側の円グラフを御覧ください。こちらが予算第3条、収益的収入及び支出の内訳を示したものでございます。グラフは上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計

は34億635万円でございまして、そのうち給水収益が21億4,664万円が63%を占め、これに他会計補助金及び県費補助金が3億7,841万円が11.1%、長期前受金戻入が4億1,851万円が12.3%と続き、これらの収入で全体のおよそ86.4%を占めております。なお、令和5年度と比較し、給水収益が9,429万円、率にして4.2%の減少となっております。

左のグラフ、下段の収益的支出は32億6,067万円でございまして、主な費用構成として、減価償却費が16億4,445万円が50.4%を占め、浄水場等の維持管理費が7億6,187万円の23.4%でこれに続き、配水管等の維持管理費が3億7,289万円が11.4%、一般管理費が2億8,867万円が8.9%、これらの費用で全体のおよそ94%を占めております。

続きまして、右側のグラフを御覧ください。こちらが予算第4条、資本的収入及び支出の内訳を表したもので、水道施設の新設改良のための予算でございます。上段が収入、下段が支出となっております。上段の資本的収入は43億7,488万円でございます。その内訳は、企業債が10億円で収入の22.9%、出資金が15億4,545万円が35.3%、県費補助金が17億9,108万円が40.9%を占め、これらの収入で全体のおよそ99%を占めております。

次に、下段の資本的支出は68億7,242万円でございます。その内訳は、配水管等の新設改良費が54億5,529万円が支出の79%、浄水場等の新設改良費が9億3,173万円が13.6%を占めており、このほか企業債償還金のございます。

なお、資本的支出において、前年度と比較し増加した理由につきましては、補助対象事業である配水施設等の新設改良事業が増加したことによるものでございます。

ここで、4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し24億9,754万円不足しております。この不足を補填するものとしたしましては、グラフ下の米印にございますように、①、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億1,183万円、②、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,360万円、③、過年度分損益勘定留保資金19億3,611万円、④、減債積立金2億5,600万円を補填する予定でございます。このグラフでの説明は以上でございます。

続きまして、別冊の予算及び説明書の5ページのほうにお戻りください。中段の第5条から7ページの第11条までは継続費や企業債、一時借入金など、公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。また、9ページ以降は予算に関する説明書等でございます。

なお、議案第9号説明補足資料2につきましては、本日お手元にお配りしてございますが、生活基盤施設耐震化等補助事業に係ります構成市町からの繰入予定額及び同補助金関連の予定事業費を記載したものとなっておりますので、ご確認願います。

最後に、先日の全員協議会の際にもお話しさせていただきましたが、令和5年度当初予算に引き続きまして、令和6年度におきましても予定純損失、いわゆる赤字予算を計上することとなりました。水道使用量の減少が続く中、昨今の電気料金の値上がり、物価高騰等の影響により収支バランスの悪化が進んでおります。水道局といたしましても広域化事業を推進する一方で、収支の状況に

つきましても引き続き注意を払ってまいりたいと存じます。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、新井達男議員。

11番（新井達男議員） 5ページですか、第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める
の下の段ですけれども、6行目ですけれども、建設改良費、新三沢配水池築造工事、それからあと
その下の三沢第1・第5増圧ポンプ場更新工事、これ恐らく令和7年度に向けて、秩父市の本管と
皆野町の本管が曾根坂峠で連結する、その準備ではないかと思うのですけれども、この中で新三沢
配水池築造工事、これあれですか、もう建設地は分かっているのかどうか、ちょっと分かる範囲で。
分かりましたらお願いしたいのですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 皆野・長瀬事務所長。

（浅賀進二皆野・長瀬事務所長登壇）

浅賀進二皆野・長瀬事務所長 11番、新井議員のご質問にお答えいたします。

新三沢配水池の築造場所につきましてもですが、事務局のクリーンセンターより皆野方面に向かい
まして皆野町に入り、林道雨乞曾根坂線を上がって、皆野観光道路に下りるところ付近の中村瓦店
付近を建築場所として予定をしております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 11番、新井達男議員。

11番（新井達男議員） ありがとうございます。

まだ決定しているわけではないでしょう。決定しているのですか。

議長（新井利朗議員） 皆野・長瀬事務所長。

浅賀進二皆野・長瀬事務所長 新井議員の再質問にお答えいたします。

用地交渉等の進行状況ですけれども、ただいま地権者さんの交渉をしております、承諾をして
いただいております。現地につきましても、測量等、現地測量を行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 11番、新井達男議員。

11番（新井達男議員） 分かりました。ありがとうございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。1点のみ伺わせていただきます。

説明書の40、41ページの営業収益の中の1目給水収益です。こちら給水収益、今年度予算が21億

4,663万8,000円で、前年度予算額が22億4,092万3,000円ということで、9,428万5,000円の減額になっておりますけれども、減額の理由について伺わせていただきたいと思います。

議長（新井利朗議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 それでは、清野議員のご質問につきまして回答させていただきます。

予算見積書40、41ページ収入及び支出におきます第1款1項1目給水収益が前年比9,428万5,000円の減額となっている理由についてでございますが、給水収益の予定額の算出につきましては、人口減少、また使用水量の減少に伴います収益の状況を反映させるため、令和5年度の上半期の実績及び過去3年分の水道料金収入の増減率によりまして、新年度分、令和6年度予定額を算出しております。その結果、前年度マイナス1.1%、金額にしますと2,388万5,000円の減少をまず見込んでおります。

また、秩父市におきまして、令和5年度から引き続き実施することとなりました秩父市物価高騰対応重点支援地方臨時交付金を活用しました水道基本料金の減免によりまして2か月分の減収分、こちら7,040万円を見込みまして、合計で9,428万5,000円の減額となったものでございます。

なお、こちら減額によりまして減収分につきましては、秩父市より負担金として繰入れを行う予定でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） どうもありがとうございました。

今の説明で、秩父市の物価高騰対応の関係の負担金に関しては6,500万円ということで計上されていて、そういう部分が減額になっているということが分かりました。そして、説明の中で、今までのトレンドの中で、2,388万円の減額が見込まれるということですがけれども、これはつまり制度が変わったとかではなくて、実際にその使用量として減っているということだと思っておりますけれども、そうすると令和6年度以降も料金改定などしない場合は、このまま1%ぐらいずつ減っていくような試算で水道局は考えているのかについて再度伺いたいと思います。

議長（新井利朗議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 清野議員のご質問につきまして回答させていただきます。

現在のところ、圏域内の人口減少、年間1,000人以上が見込まれております。こういった現状を鑑みますと、やはり年間1%から2%の減少というものは致し方ないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長(新井利朗議員) お諮りいたします。今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時21分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月14日

議 長 新 井 利 朗

署名議員 四 方 田 実

署名議員 大 島 瑠 美 子

署名議員 今 井 敏 夫